

滋賀県流域治水の推進に関する条例案に係る地元説明会の状況報告について

日時	対象地域	対象者 参加人数 調整窓口
10/26 (土) 19:00~20:30	大津市本宮	自治会住民対象 約 30 人 大津市を通じて調整
10/30 (水) 19:30~21:15	東近江市きぬがさ城東	自治会住民対象 15 人 東近江市を通じて調整
10/31 (木) 20:00~22:00	甲賀市(黄瀬、牧、勅旨、長野、江田、 神山、西、水口三大寺、水口三本柳)	自治会住民対象 約 110 人 甲賀市を通じて調整
11/3 (日) 16:00~18:00	米原市村居田	自治会住民対象 約 50 人 甲賀市を通じて調整
11/7 (木) 19:30~21:45	大津市田上自治連合会(南もみじが 丘、もみじが丘、サンシャイン、平安 台、関津町、黒津桜苑、黒津町、黒津 レストタウン、枝町、太子町、羽栗町、 森町、里町、石居町、湖南台、稲津町、 青松台各自治会長)	自治会長対象 約 20 人 大津市を通じて調整
11/9 (土) 19:30~21:30	高島市朽木野尻	自治会住民対象 17 人 高島市を通じて調整
11/9 (土) 19:30~21:00	東近江市きぬがさ(中洲、中央、城東)	自治会住民対象 約 20 人 東近江市を通じて調整
11/14 (木) 19:30~21:15	大津市上田上自治連合会(大鳥居、牧、 平野、中野、芝原、堂、新免、羽栗)	自治会長対象 11 名 大津市を通じて調整
11/19 (火) 19:30~21:30	甲賀市水口町三本柳	自治会役員対象 7 名 自治会長と直接調整

日時	対象地域	対象者 参加人数 調整窓口
11/20（水）19:30～21:15	長浜市北部地域（高月町馬上、木之本町石道、川合、大見、余呉町下丹生、上丹生、菅並、西浅井町余）	自治会長、役員対象 約 25 名 長浜市を通じて調整
11/30（土）19:30～22:00	竜王町弓削	自治会住民対象 約 70 人 竜王町を通じて調整
12/1（日）19:00～21:45	長浜市虎姫地区（旧虎姫町全自治会）	自治会住民対象 約 170 人 長浜市を通じて調整
12/8（日）13:00～15:20	近江八幡市元水茎・水茎	自治会住民対象 約 20 人 自治会長と直接調整
12/8（日）16:00～18:30	近江八幡市下豊浦（小中之湖、北原、芦刈、江の島）	自治会住民対象 約 70 人 自治会長と直接調整
12/8（日）19:30～21:15	近江八幡市新巻	自治会住民対象 21 人 自治会長と直接調整
12/8（日）19:00～20:50	米原市醒井	自治会住民対象 57 人 米原市を通じて調整
合計	16 会場	約 710 人

日 時：平成 25 年 10 月 26 日(土)19 時～20 時 30 分

場 所：大津市本宮自治会館

対象者：大津市本宮住民（約 30 人）

（資料により説明）

質 疑

住民： もともと、(3m 以上の浸水が予測される区域は) JR の敷地であった JR の盛土下の排水路が小さいので大きくしてくれ、ということは、何度でも大津市に要望している。これを工事した上で考えてほしい。

避難場所はある。リコーの駐車場が高くなっており、一時避難所になっている。台風等、もし指示があればすぐに避難したいと思っている。

吾妻川が氾濫した。すぐに対応してもらったが、元のように掘っただけ、もっと掘ってほしい。中小の河川はあふれやすい、財政難はわかるが、中小河川の工事を進めてほしい。

県： JR との調整が難しく、吾妻川は以前からの懸案事項である。改修の検討は進めているところである。

住民： 水の調査以外に、土質の調査はしているのか？

県： 砂防の話になるが、土質まではできていない。災害が起こってから調査することになる。

住民： JR 盛土下の排水路については、十分排水量があると考えているのか。

県： 不足していると考えている。

県： 今回、規制対象としているのは、1/200 の降雨によるもので、頻度の高い雨については、ハード対策をする。しかし、例えば、東日本大震災での 30m の高さの津波に対応するために 30m の高さの堤防をつくることにはならないように、頻度の高い雨を越える規模の雨に対してハード対策はできない。そういう雨に対しても備えるために、危険性をあらわしたのが、今回配布したマップである。

住民： JR 盛土下の排水路の工事は誰がしたのか。

市： 大津市で実施した。

住民： 大津市が実施したなら、大津市がもう一度同じことをすればいいではないか。

市： 普通河川は、1/10 の規模で整備している。

住民： できるのか、できないのか。

市： JR との調整が難しいと聞いている。また、マップに対応して改修を行う予定はない。

住民： 条例の内容と、マップについての説明のつじつまが合わない。マップは 1/200 で、川は 1/10 の整備の話。1/200 の雨はいつ降るかわからない。建て替えて嵩上げすることは、経済的にできない。

リスクを示されると資産価値は下がるし、転居時に売れない。住民は単なる被害者ではないか。

それで、排水路の工事についてたずねると出来ないと言われるし、困

- る。
- 市 : 市でもハザードマップを公表している。リスクを認めた上で対策を考えていきたい。
- 住民 : すぐに対策ができるなら、マップの色を示す必要はないではないか。住民に不安だけを与えるのではなく、対策も進めるべきだ。それが一般社会の論理。役所の論理は住民から乖離している。1/200 より 1/10 の雨で何かないかということを感じ近に感じる。
- 住民 : 1/200 の雨で 3m 以上の浸水があるという話であるが、排水路の計算をすべき。そこから対策が必要ではないか。
- 県 : 早急に計算する。
- 住民 : マップは公表しているのか。一人歩きしては困る。順序がおかしく、住民不在である。本当は公表する前に相談してほしかった。マップの色を消すか、公表を停止してほしい。
- 住民 : 排水路の計算をしてから、再度説明してください。
- 住民 : 条例を早くしようという焦りを感じる。だからいろいろ言われる。
- 県 : マップは、浸水リスクを早く知っていただくために公表した。
- 住民 : 本当の問題は、水よりも土砂ではないのか。吾妻川も、土砂が詰まってあふれた。どういうシステムで計算したのか。
- 県 : 考え方は全国共通のものがある。学識者を交え、より詳しく、コンピュータで計算した。排水路は直径 60cm のものであり、計算には入れていない。また、土砂の詰まりなども含めていない。
- 住民 : 排水路を計算に入れたら、下流にも影響があるのではないか。
- 住民 : 時間が来たので、今日はここまでとしたい。次回、県からよい返事を期待している。

日 時：平成 25 年 10 月 30 日(水)19 時 30 分～21 時 15 分

場 所：東近江市きぬがさ町城東草の根ハウス

対象者：東近江市きぬがさ町城東住民（15 人）

（資料により説明）

質 疑

住民： 今の建物で 2 階が浸かるか県が確認してくれるのか。そのとき費用は発生するのか。

県： 県が確認する。費用はかからない。

住民： 補助金は出るのか。

県： 嵩上げ費用の 1/2、上限は 400 万円。

住民： 防災広場を造成中。これも支援対象になるのか。

県： 避難場所も支援対象となる。費用の 1/2 を国、1/4 を県が負担する補助制度を検討中である。

県： 広場の大きさはどの程度か。また城東地区の住民は何名か。

住民： 広場は 2,800m² 程度。住民は 150 人程度。車や農機具を考えると狭いぐらいである。

県： 支援事業は人命被害の回避を目的としている。例えば人が避難する区域は高く、車や機材の場所は低くという対応も考えられる。避難所として建物を建てる予定はあるのか。

住民： 開発許可が下りないため広場だけと考えている。許可が下りるのであれば建物の整備も考えられる。建物も支援してもらえるのか。

県： 建物も支援対象である。

住民： 水が浸いてきたら逃げられない。県道をオーバーフローする水の量が多い。この間（平成 25 年 9 月 16 日台風 18 号時）もこの図の緑色の範囲のように浸水した。須田川から伊庭内湖に流れる川に土砂がたまり草が生えて流れない。この部分を改修してほしい。またポンプアップして伊庭内湖にはけるようにしてほしい。

また、県道が 1m 程度沈んでいる。ここは干拓地の堤防の役割もあるため上げてほしい。

住民： 県道の天端は T.P. 86.5m。この図面（地先の安全度マップ）の琵琶湖の水位はどこまで上がっているのか。

県： 琵琶湖の水位はプラス 40cm、T.P. 84.771m で計算している。

住民： それはおかしい。200 年確率の琵琶湖水位は 87m 程度になるはず。84m では浸からない。

県： 小中の浸水は須田川の水、安土山からの水、それから近江八幡市側の蛇砂川等の水が西の湖に入り、小中に入ってきている。琵琶湖の水が入っているわけではない。

県： 琵琶湖の洪水は須田川の氾濫や蛇砂川の氾濫のタイミングより 1 日程度遅れてやってくるため場面が異なる。今回の条例案では命を守るという目的で建築制限の制度を考えており、浸水のスピードが速い、水路や

河川からの氾濫を対象としている。

住民： 干拓地では過去に国策により住まわされたという経緯がある。このような経緯を踏まえ他の地域と横並びではなく、干拓地は支援事業の 1/2 の補助ではなく、補助率を上げる等、特例での制度を考えてほしい。

県： 意見として承る。

住民： 支援制度は検討中との説明があったが、条例は議会が通れば成立するのではないか。そうすると条例と一緒にできないのではないか。

県： 建築規制は条例制定 1 年後の施行となる。それまでに支援制度を構築する。市町に対しては現時点の案を提案し、議論を始めている。

住民： 須田川の浚渫をしてほしい。土がたまっているところがある。

県： 現地を確認したが確かにたまっており、ヨシが生えている。しかし、台風 18 号の影響で堤防や護岸が欠損しているところがあり、そのような場所を最優先で対応している。須田川についてはその次の段階として計画的に進めたい。

住民： 須田川右岸の護岸も石垣のところ膨らんでいるところがある。放っておくと崩れる恐れがある。

県： 現地を確認したい。

住民： 県道がだいぶ沈下してきている。近傍のバイパス道路盛土の影響の沈下に伴い、現道が引っ張られて沈下してきている。平成 25 年 9 月 16 日の台風 18 号で 80cm 冠水した。下がっているところに土のうを積んでいれば小中に入ってくる水の量を減らすことができた。

住民： 県道の補修工事で長期間通行止めが続いたが、迂回路の案内が不十分なため、農道に車が入り混乱していた。迂回路の対策もしっかりしてほしい。

住民： 琵琶湖の水位が上がって小中干拓地が浸水したら誰が排除してくれるのか。2.5m まで水位が上がったらポンプは壊れる。現在ポンプの改修を進めており、その中で琵琶湖水位に対応できるようなものにしたいが、地元負担が大きくなりとても対応できない。地元負担のかからない制度を考えてほしい。

県： 農政サイドの問題であり、農政部局に伝えておく。

住民： 県道の沈んでいるところを上げてほしい。流域治水の考え方にも二線堤や輪中堤とある。県道は小中にとって輪中堤のような役割を持っている。

住民： 干拓地周辺から入ってくる水の量が増えており、50mm/h の雨でも入ってくる。琵琶湖の水で浸かるのは覚悟するが、目に見える部分の対応をしてほしい。

住民： 県道を水が越えたら県と市で連携して土のうを積みに来てほしい。

住民： 条例案第 14 条には建築の制限に関する手続きのことがたくさん書いてあるが、建て替えの際に業者に頼んだら結局費用が余計にかかるのではないか。

県： 条例案第 14 条 3 項、そこに記載している項目のほとんどが通常建築確

認申請する際に整理する項目であり、既存制度にあるもの。新たに加わえているのは敷地の想定水位の項目だけである。特に新たな費用はかからない。

住民： 罰則について今は理解したが、今後家を建て替えるそのときに県知事許可をとる手続きを忘れてしまうかもしれない。

県： 建築申請した際に県知事許可の手続きが漏れている場合はそのことを窓口で指摘する制度をつくっている。

県： 申請を受ける側にも責任が生じる。

住民： 安土山の周辺に素掘りの水路があったが埋まっている。雨の度に土砂や水が家のほうに流れてくる。水路があれば軽減できるが文化財なので掘れない。

県： 摠見寺の持ち物であり文化財でもあるため対応が難しい。

住民： 地盤高のデータを公開してもらえないか。

県： 県で保有しているので問い合わせいただければお伝えできる。

住民： 地盤高データはいつでも確認できるように公表してほしい。

県： 水位と地盤高が容易に確認できるように工夫したい。

県： 区域指定の前に水害に強い地域づくり協議会を設置して避難のことや建築規制のことを議論する。この地域はそれほど大人数の協議会ではないため、個別の住宅のことも話し合うことが可能である。

住民： 琵琶湖水位は40センチでシミュレーションしているとのことであるが、200年の雨なら河川氾濫の後に琵琶湖の洪水は必ず来る。

そうならば大中干拓地の牛6千頭は死ぬ。防疫体制が必要である。

しかもポンプが浸水し故障するため、琵琶湖の水位が下がっても大中の浸水は解消しない。水面で牛の始末をしなければならぬ。

県： 意見が出尽くしたようなので今日はここまでとしたい。

日 時：平成 25 年 10 月 31 日(木)20 時～22 時

場 所：県立信楽陶芸の森産業展示館ホール

対象者：甲賀市信楽町黄瀬、牧、勅旨、長野、江田、神山、西、水口町三大寺住民（約 110 人）
（資料により説明）

質 疑

住民： 台風 18 号では、三本柳付近の 4 河川（杣川、里川、滑川、城川）のうち、杣川等は大丈夫だったが、城川から浸水した。城川の浚渫を毎年要望しているが手を付けられていない。スケジュールを作って具体的に取組みで欲しい。

県： 浚渫については、信楽川、中手川などでは取り組んでいるところである。城川については予定していないが、順次やっていきたい。

住民： 知事に対して、信楽でも常に浚渫をしていただきたいが、浚渫はきりがいい対策である。土砂が堆積しないように、川のカーブをまっすぐにしていきたい。

大津信楽線の復旧が 12 月中旬になるというのは遅い。早急に再開されたい。

知事： 河川のことについてよく知っておられるのは地域住民である。県としては大河川だけではなく中小河川の能力も考慮した地先の安全度マップを作ったので、次は、安全対策についてマップに基づき地域と膝を突き合わせて話し合いをしたい。

大戸川の土砂堆積は地形的なもの。相手は土砂が堆積しやすいという自然の状況である。区域指定する危険な場所から優先的に堆積土砂の除去を進めたい。そのために、危険性が高い場所について、説明をさせていただく。条例で区域指定させていただくことによって、危険性が高い場所において優先的に河川整備や堆積土砂除去等の維持管理に取り組んで行く。今までは全県を同じ条件で比較することができなかった。

200 年確率を想定したのは最悪の事態を想定するためである。18 号台風も大きな被害が出たが、200 年確率降雨には及ばない。200 年確率の最悪の事態をハード整備で安全にすることは、総理大臣でもできないこと。県の河川整備の目標は戦後最大規模である。

道路の復旧については、全県でご批判をいただいている。大津信楽線は信楽にとっての生命線でもあるが、今回復旧が 12 月に延びたのは、大きな落石の対策に時間がかかっているため。車線がえぐられている場所もあり、今少しお時間をいただきたい。

住民： 大戸川ダムが中止となり、大津信楽線の代替道路ができていない。今回の災害でも、代替道路が完成していれば地域は助かっていた。ダムの有無に関わらず必要な道路である。

また、浸水危険区域の指定のプロセスはどうなるのか。

知事： 代替道路は下流府県の負担をいただきながら、大戸川ダム工事事務所が作っている。道路は平成 28 年に開通の見通しであるが、ダムの有無に

関わらず作るもの。

区域指定をするためには、県議会で条例を通していただくことが先である。9月議会では継続審議となったが、早く条例を通していただきたい。条例の制定後、それぞれの地域で1軒1軒地域を見ながら、水害に強い地域づくり計画について地元と話し合いたい。

住民： 台風18号被害により、信楽高原鐵道が5回目の危機を迎えている。早期に災害から復旧できるように支援をお願いします。

流域治水条例はけっこうなことだと思う。治水は昔から大きな課題であり、水を治める者は国を治めるとも言われており、霞堤防や兩岸堤防の高低差など、昔からの英知で進めてきたものである。ところが、現在は、自然の危険性に応じた住居分布・住み分けがされていない。

治水は住民と一体とならないとできないので、住民の意識を喚起するために条例は意味がある。

川はそれぞれ性格が異なる。大戸川は山から土砂が流出しやすい地形状況である。浚渫には費用がかかるが、土砂を平らにするだけでも流下がよくなる。お金がそんなにかからない方法もあると思うので、河川の特性を踏まえて対策を講じて欲しい。

区域指定についてはよくわかった。ただ、嵩上げで対応できる人とできない人で格差が出ないように、災害弱者ができないように、長期的、あるいは当面の備える対策を進める計画として、条例を推進して欲しい。

知事： まずは、どのような避難体制とするか、避難場所や避難ルートも確認し、建築物による対策も含めて、地域の声を聴きながら体制を作っていく。大戸川の性格に応じた維持管理対策についても教えていただきたい。

浚渫した土砂を持って行く場所がないという課題もあるので、地域や市と相談して進めて行きたい。

信楽高原鐵道の復旧については、11月4日の全国知事会で上下分離方式における災害復旧について国に意見をしたい。

住民： 今の大津信楽線は条件が悪い道路である。代替道路を平成28年より前倒して整備いただきたい。

知事： 代替道路については、下流府県とともに滋賀県も負担をしているところであり、国と協議して推進していく。

住民： 信楽高原鐵道の復旧について見通しを示していただきたい。

知事： 鐵道は甲賀市の財産であり、県としては、甲賀市を支援させていただく。

副市長： 信楽高原鐵道については、復旧に向けて調査中である。市議選後の議会である12月議会で段取りを説明させていただきたいと考えている。杣川の鉄橋だけではなく、山の崩落箇所もあり、事業費を積算中である。

住民： 地先の安全度マップでは山側にある勅旨会館は水没しないが、土砂災害が心配である。山側にある避難場所についても注意を払って欲しい。大戸川の見えるところに水位の警戒ラインが引いてあると住民としても確認できる。

知事： 避難場所については、水害に強い地域づくり協議会を作り、1箇所ずつ確認しながら、水害に強い地域づくり計画としてまとめて行く。

日 時：平成 25 年 11 月 3 日（日）16 時～18 時

場 所：米原市村居田龍が鼻会館

対象者：米原市村居田住民（約 50 人）

（資料により説明）

質 疑

住民： ①想定水位を決めた前提条件について、②過去の水害で深くついた事例はないが、4mも浸かるのか、③条例上、隣の建築物を避難所として使用は可能か。以上 3 点について如何

県： ①浸水深は彦根気象台の過去のデータを基に 1/200 確率の大雨により想定した。浸水範囲や浸水深は 1/200 を頭打ちに収束することから、1/200 を「どのような洪水」に匹敵する最大規模の大雨としている。②100mm を超える雨は毎年どこかで降っていることから、本県でもいつ降るかわからない。③確実に避難場所として使えるように協定などが必要と考えている。

住民： 131mm/h が降る可能性はあるのか

県： 3 世代のうち 1/200 の大雨が降る確率は 39%で琵琶湖西岸断層帯北部の地震発生確率よりも高い確率

住民： 姉川の堤防の左右岸の高さが違うみたいだが

県： 堤防高については歴史的な経緯があり、改修する場合は兩岸の市や自治会との協議が必要

住民： 100mm 降った場合の一級河川出川の被害想定は？

県： 出川の現況能力は 11m³/s であり、10 年確率降雨で 60m³/s の洪水を想定している。平成 25 年度に予定している工事は、護岸の改修を行うこととしている。

住民： 電柱に設置されている浸水深の看板について、土地の高低差がないのに 1 m以上の差があるが、間違いはないか。（※住民さんからの指摘 お寺近くの浸水予想深さ 0.2m、交差点付近の浸水予想深さ 2.3m に関する確認）

県： 現地をしっかりと確認したい。なお、区域指定は看板の高さに基づき行うものではない。今回、水害意識の向上を目的に設置した。

住民： 区域指定予定地に関することであるが、1/200 の大雨で 3m以上浸水する区域が 8 市町、20 km²あり、区域内に約 1100 戸の建物があるそうだが、村居田はその中に含まれているのか？

県： 村居田は 20 戸を見込んでいる。1/200 浸水深図において 3m以上浸水する区域にある既存の人家を住宅地図により抽出したもの。なお、区域は、今後、水害に強い地域づくり協議会での合意形成、現地確認を経て決定したい。

住民： 安全な避難場所の基準とは何か

県： 距離、広さ、想定水位以上の高さ、緊急時利用の確実性の 4 つの基準に照らし、適切な避難場所かを判断する。村居田の龍が鼻会館と近くの

お寺が避難場所の候補になるのではないかと考えている。

住民： 嵩上げは、敷地や経済力により差が生じる。嵩上げにより道路との段差ができ雪が降れば利便性が悪くなり危険性も伴う。地震に対する避難場所も考えないといけないのではないか？できれば龍が鼻会館を避難場所として利用できるようお願いしたい。

県： 条例では大規模な嵩上げは想定していない。パワーポイントNo.14 スライドのように、村居田でもすでに 80 cm 近く嵩上げされている住宅がある。今後、水害に強い地域づくり協議会でじっくりと議論し避難について検討していきたい。

市： 市の防災計画においても広域避難所を検討している。

住民： ①浸水が頻繁に起こるのは、山と国道に囲まれた所。水が流れやすくなるよう、ハード対策により浸水深を下げてください。②（市に対して）集落道が昔よりも 30 cm 以上高くなったことにより、段差ができ水がたまりやすくなった所を改善されたい。

県： ①出川の改修については今後地元の皆さんと相談したい。県内の河川整備をすべて完成させるには多くの費用と長い時間が必要。地先の安全度マップは大河川に加え中小河川や水路の氾濫状況を考慮したものであり、安全な地域づくりに向けマップを活用しながらあらゆる対策を講じてまいりたい。

市長： 市としては道路の改良等も含め安全なまちづくりに向け県と連携しながら流域治水を進めることが重要であると考えている。そのためにも条例の一日も早い施行を希望する。

住民： 出川については、姉川へ流れ出る断面があまりにも小さいことから、県道 365 号の歩道の改修時から何度も県に改修の要望を行ってきた。村居田では共助として年 2 回川浚いをしている。小河川であるが、一級河川でもあり、県はしっかり目を向けてほしい。条例制定の目的は理解するが、H22 の WG 以来一切説明がなかったのが残念。しかし、今回の説明会は地元として大変ありがたい。今後もそなえる対策はがんばるが、住民に安心を与えるよう川の中の対策も充実されたい。

住民： ①最近の大雨により市から頻繁に避難勧告が出されているが、地元としてはどのように対応すればよいのか？命を守るために避難に対する認識を深めたい。②台風 18 号災害により市道橋下流の護岸を復旧されるそうだが、護岸破損は誰が見つけたのか？昭和 34 年の伊勢湾台風で姉川の橋が流されたのは流木が原因と聞いているが、ながす対策についての県の対応をお聞きしたい。また、河川内の柳の木の伐採もお願いしたい。

市： ①避難に関する発令については、水位の状況から判断している。発令にあたっては、市の緊急放送やエアメール等で呼びかけを行っている。今回は空振りでも幸いであったが、今後も状況に応じた的確な対応をしていきたい。

県： なお、姉川の水位状況や避難情報については TV でも見ていただける。NHK テレビでリモコンの d ボタンで簡単に確認できる。県のホームページ

では、姉川の難波橋や大井橋の状況がライブで見られるようになってい
る。

県： ②市道橋下流の護岸の破損は、地元さんからの情報をいただき確認し
た。県職員も現地把握を行っているが、今後も地域の方の情報も活用さ
せていただくことが重要であり、長浜土木事務所に遠慮なく情報を提供
していただきたい。なお、樹木の伐採などの維持管理は今年度実施する。
柳の木の伐採も、今年の工事の中で対応する予定。工事着手前に、工事
内容の確認をさせていただく。

市長： 洪水時には県が監視する河川と市が監視している河川がある。今後、
区域指定する中で、出川の洪水状況が確認できるよう監視カメラの設置
を検討したい。

住民： Zテレビで避難情報を流してほしい

市長： 避難情報については、Zテレビでの文字放送や市のFBなどあらゆる
手段で情報提供を行っている。

住民： ①出川の姉川合流部の護岸工事の具体的スケジュールと、②姉川合流
部にはホタルが生息するがその保全について県の考えをお聞きしたい

県： ①姉川合流付近の護岸工事は来年の1月に発注予定、②ホタルの生息
を確認しており、教育委員会と協議しながら護岸工事にあたっては、ホ
タルブロックを検討している。

市： 市のホタル保全条例では、県の河川工事については人命を優先する観
点から適用除外規定を設けている。

県： ホタルの保全にも配慮した工事を実施したい。

住民： (s34伊勢湾台風について)水田が一面浸水し、刈取り前の稲が倒れて
しまった。住宅は床下まで浸かった。今後いつ来るかもわからない。い
つかs34のようなことが起こるのではないかと思っている。

住民： (s34伊勢湾台風について)床上浸水もあったと聞いている。

住民： 当時は、床上浸水にあっても家の恥となるため黙っていたが、これま
で私の家は3度、床上浸水にあっている。

住民： (ホリイ マモルさんから、s34伊勢湾台風時の姉川左岸 龍が鼻トン
ネル直上流の堤防侵食の写真をお借りした。流域治水政策室にてスキャ
ンして返却)

住民： 河川工事の際は、魚の産卵活動にも配慮し、水を完全に止めないでほ
しい。

県： 魚類の生態系に配慮した工事を実施したい。既存の魚道施設が機能し
ていないことは承知している。魚道改良は、下流の施設から順次計画し
ている。今後、簡易な魚道の整備を検討したい。

住民： 避難時には車を使ってはいけないということを聞いたが、市の考え方
を確認したい。

市： 要援護者や避難場所まで距離がある場合は車の使用も必要と考えられ
るが、詳細については現在、市の地域防災計画を精査しているところで
あり、細かな情報は今後お示ししていきたい。

知事： 出川など危険区域における河川整備については、優先的な予算配分を行う。安全なまちづくりについては地域の皆さんと区域指定の協議の中でじっくり議論させていただく。ホタル、ビワますなど地域の恵みや誇りを守るため、工事の際にはカワニナの引っ越し作戦を子供たちの参加のもと是非実施したい。

市長： 今日の説明により、建築規制とは、県が責任をもって建築のチェックを行うことであると理解した。1/200の大雨は3世代のうちの誰かが経験する大雨であり、流域治水条例を一日も早く制定していただき、住民の皆さんと安全なまちを次世代に残していきたい。市としては、条例により地域と行政が一体となって未来に責任を果たすことが極めて重要であると認識した。また、これまでの村居田地区におけるそなえる対策の取り組みは、たいへんすばらしい取り組みであり、米原市域全体にひろげていきたい。

日 時：平成 25 年 11 月 7 日(木)19 時 30 分～21 時 45 分

場 所：大津市田上市民センター

対象者：田上学区自治連合会長、各自治会長（南もみじが丘、サンシャイン、平安台、関津町、黒津桜苑、黒津レストタウン、枝町、太子町、羽栗町、森町、里町、石居町、湖南台、稲津町、青松台）（約 20 人）

（資料により説明）

質 疑

住民： 1/200 の降雨量はどのくらいか？

県： 200 年に一度の大雨は最大 131mm/hr 降るような雨である。伊豆大島では 100mm/hr が 4 時間降り続いた。あれくらいの規模が降ることを想定している。

住民： 伊豆大島では、前回降ってから 200 年経っているのか？

県： 200 年経った後に降るのではなく、確率のことである。200 年降雨確率は 100 年間で起こる割合が 39%で 3 世代のうち一世代が経験するような確率である。想定外の雨は近年そこら中で降っている。

住民： 1/200 降雨はほとんど経験しないような雨でそういうのを想定外と言うらしいが、想定外の雨はいたるところで降っている。それを 200 年に一度というのはおかしい。

県： 想定外が 200 年とは思っていない。マップを作る時には彦根気象台データをもとに 1/500、1/1000 の場合のリスクも想定しているが、ほぼ 1/200 で浸水規模・範囲が収束するので 1/200 を最大規模の大雨とした。

住民： 1/200 の雨が降った場合はどこにいても危ないからどこかに逃げなければいけないと思うが、1/200 の降雨に比べると台風 18 号豪雨はそんなにひどい雨ではなかったのか

県： あれも激しい雨だったが、今後これ以上の雨が降る可能性は高い。そういう場合でも命を守ろうというもの。

住民： 台風 18 号では最大の 131mm/hr は降っていないのか

県： 台風 18 号は時間最大雨量 40mm から 50mm 程度が降った

住民： 時間雨量 40mm から 50mm で大戸川があふれるのか？

県： 40mm が今回 5 時間くらい継続して降った

住民： 地先の安全度マップ作成の 1/200 では、トータル雨量はどれくらいか

県： 1 時間最大雨量は 131mm。24hr では 650mm 位(正確には 634mm)で最初はしとしとと降り、12 時間でピークの 131mm 降り徐々におさまるという条件で雨量を設定している。

住民： ためる対策は水田などよりもダムの方がずっと効果的だと思うが

県： ダムも貯留機能はある。ダムは、流域治水では河川整備と同じ「ながす」対策に位置づけている。ダムも有効な方法の 1 つと考えている。

住民： ダムは全く考えていないのではないか。

県： ながす対策の一つとして含まれている。

住民： ダムの話がなかったが。

- 県 : 河川整備計画の中に入れていますが、まずは河川整備で整備を優先する。国も順番としてダムは後と考えている。
- 住民 : 順番としては先ではないのか。
- 県 : ダムは、河川整備を行ってから実施する。
- 会長 : 知事は大戸川ダムをやると言ったのか？
- 県 : 知事は大戸川ダムの必要性は認識している。施工順序として、河川が先で次がダムと知事も言っている。
- 会長 : 知事は、ダムは金が高くつくので河川からやらせてほしいと言った。国は実施したいと言っているのに、大阪・京都の知事が金を出すのが嫌だから反対している。反対したのは嘉田知事であり、最終的にこの条例を作って県民を困らせることばかりやっている。ダムと河川整備は平行してやってくださいとお願いしたらダムの金がないから川を先にさせてほしいといった。
- 県 : 大戸川ダムは京都、大阪、滋賀がそれぞれ負担することになっている。3府県の負担内訳は、滋賀は4億、大阪は80億、京都は60億の計144億。大阪と京都は、ダムは必要であるが、今はまだやる段階ではないということになった。
- 会長 : あの方たちはここに住んでいないからそう言う。滋賀県は下流に水を供給しており下流府県はその恩恵を受けている。国はダムが必要と言っているのにもかかわらず、滋賀県が反対している。
- 県 : 知事はダムを全部やめるとは言っていない。必要性は認識している。
- 会長 : なぜダムを凍結したのか
- 県 : 凍結は国が決めた
- 会長 : 嘉田知事が京都、大阪を巻き込んで反対させた。県民の命を考えるなら条例の前に河川整備をして宅地の嵩上げをしなくてもよいようにすべきだ。昨年も台風で被害を受けた。仮復旧だけでなく、きちんと今後、大丈夫ですよと言うくらいの整備をここで約束するなら条例には賛成する。11月の県議会で間に合わすために帳面消しで説明に来たのではないのか？
- 県 : 本日は帳面消しのためにお伺いしたのではない。県は、戦後最大規模で河川改修をしてダムの整備も順番にやって100年に一度の洪水に備えようとしている。
- 会長 : ダムはいつできるのか？計画は？
- 県 : 国の計画では今から21年後以降というスケジュールが示されていた。淀川水系河川整備計画はH21～H51の30年間の計画である。
- 会長 : 国会の政権が代わるごとにコロコロ政策が変わる。金がかかるのは何でもアカンのではなく、やるべきことはやってほしい。台風18号でどれだけの水が流れて、ダムがあった場合の被害想定をどれ位なのかという大戸川事務所の書類は持っているのか？これを知事に聞いたらいい返事はしなかった。
- 県 : データの中身を確認するよう知事から指示があった。

会長： 県で確認してどうだったのか。

県： 県で現在確認中である。

会長： 国からいつ書類が出されたのか

県： 10月18日に公表された。現在、計算条件の前提を問い合わせている。昨日11月6日、大戸川ダム工事事務所のホームページに回答の一部が掲載された。当初は、浸水面積が9割減るとのことであったが、昨日の掲載では、石居橋付近がどうしても解消できない浸水箇所が40haあるとされている。当初の資料には40haがカウントされていないか模様の。県としては検証を進めるよう準備している。改めて報告したい。

会長： 知事に会ってお願いしたが印象は門前払いされた感じだった。仕方なしに話を聞くとといった新聞記者へのパフォーマンスに感じた。大戸川ダム事務所は670万 m^3 京セラドームの約6杯分の水を貯められ、1.7m浸水深が減ると言っている。これに対し県は、数字がおかしいという言い方をしたのか。県はどちらを心配しているのか。我々は、国、県、市が手を握って同じ方向を向いて進めてもらいたい。今はバラバラでやっている感じを受ける。今回、田上学区は説明を受けたが、上田上は仕方なく説明を受けるらしい。予算の有無にかかわらず県はいうだけでなく実行してほしい。嵩上げは自助努力で行う必要があるが、ダムや河川整備は公助が必要。災害が起こった以上はしっかりとただちに整備をやっていたきたい。東日本大震災の災害復旧予算流用問題みたいに、全く関係のないところの金を使うことは避けてほしい。大戸川は一級河川であり三つの行政がしっかり力合わせ、国はダム、県市は河川整備を進めること。すると条例も生きてくる。知事は比叡平の安全なところに住んでいるが、一度この低平地に住んでみると言いたい。羽栗橋のところは第二室戸で決壊したが、今回は避難指示が出されて森一丁目は自治会館に避難していただいた。堤防決壊が起きないように想定外のことが起きないようにしっかり補強工事をされたい。災害後の復旧工事は早急にしっかりやってほしい。知事は、見物に来るような視察でなく中身の伴うことをやってほしい。単なるパフォーマンスはやめていただきたい。

県： 条例案で一番大切なのは河川整備により安全性を高めること。予算確保をしっかりして現場に還元し安全性を高めていきたい。条文では、第3条第2項に「基幹的な対策である河川整備を計画的かつ効果的に実施すること」、第9条第1項～第3項にしっかり書き込んでいる。予算確保に努めるとともに河川工事を着実に実施したいと考えている。(条文案第3条第2項および第9条第1項～3項を読み上げて紹介)

会長： 台風18号で大戸川があふれたが、天ヶ瀬ダムはどうだったのか

県： 天ヶ瀬ダムに毎秒約1,000 m^3/s が流入している。1,000 m^3/s を全部流すと宇治が氾濫するのでぎりぎりの840 m^3/s を放流している。流入量と放流量の差は天ヶ瀬ダムにたまるよう操作された。

会長： 南郷洗堰が全閉されていたので、大戸川はうまく流れたが、洗堰から上流側の水田は浸水被害が発生した。洗堰を挟んで上下流の課題があり、

その点について、国、県は十分意見交換はできているのか。先ほどの大津土木からの説明で大戸川の護岸復旧について自治会、農事組合が県から市へ要望に行った際に「堰堤（吉祥寺頭首工）は私のところで関係ない」と回答されたそうだが事実か？

県： 対象の堰堤は、取水されている方が使うもので、堰だけは取水されている方にて直してほしいと対応したもの。取水堰であるため大津市農業部局で対応するとうかがっている。護岸は大津土木で復旧することとしている。

会長： これは農業用施設か？昔からか？文書は残っているのか？堰の修復はだれが行うのか

県： 誰が造ったものかは本日手元に資料がないため判らないが、市からは堰の管理者が行うと聞いている。

会長： 数千万円要すると聞いているが誰が行うのか。これは砂の流出をせき止める施設ではないのか。いつから水を取るようになったのか。県は関係ないという話はおかしい。これ作ったのは誰や。

県： 頭首工と書いているので農業用施設である。管理者が誰なのかも含め復旧工事について県の耕地課に確認し、会長に報告したい。先ほどの全閉時の国と県の調整だが、大雨時の水防の際には常に水位等の情報を県が監視している。洪水時には宇治川や天ヶ瀬ダム、淀川をはじめ県内の河川状況について監視し、瀬田川洗堰の操作について琵琶湖河川事務所あて放流量の見直しを申し述べるなど対応している。全閉は、琵琶湖の水位が上昇するのと同様である。洪水時にはめいっぱい流れるよう国に意見している。

会長： ダムと護岸工事を平行してやっていたら本日ご足労していただく必要はなかった。なぜ知事はダムにこだわるのか。何年か前に大戸川の川底の砂を1m取り除く工事をされたが、一度大雨が降ると元の木阿弥である。業者の金儲けのためか。住宅を嵩上げするくらいなら、川の堤防を嵩上げされたい。今日の新聞では災害予算が200億増額されるそうだが、県予算も増やされると思うが、長い目で見て来年も発生するかもわからん。何度も災害発生するのは我慢できない。去年で懲りている。不安で枕を高くして寝られない毎日が続いている。条例も必要かshれないが、応急処置ではなく完全にある程度の水が流れ出ても安全な整備をしていただきたい。内田組の話はどうなったのか。大岡議員は話をしているみたいだが。

県： 河川整備は是非やらせてほしい。その思いで、条例案にも河川整備の内容をしっかりと記載している。予算確保の応援団になってほしい。

県： 内田組とは調整中である。昔みたいな流れに戻るよう交渉していく。

会長： 内田組の対岸がえぐれて個人の土地が消失した。元に戻していただけるのか

県： 護岸は復旧するが個人の土地の補償は難しい。

会長： 内田組の問題も含め地元は困っている。個人の土地まで流失して困っ

ている。土地の復旧も含めた考えで護岸工事をお願いする。

県： 壊れた護岸は復旧したい。

住民： 洗堰を全開で放流している時と全閉の時とで大戸川の流量は影響あるのか？マップはどちらを反映しているのか

県： 洗堰から放流がある時は、大戸川の流量に影響を受ける。地先の安全度マップは、洗堰からの流量の影響を受けていないときの状況を表している。

住民： 台風18号により全開で放流していた場合、被害が大きくなっていたといえるか

県： マップは洗堰からあまり水が流れていない状態を反映したもの。洗堰が全開の時は雨が止んで晴れているとき。マップは大雨が降った時の状況でゲートは閉まっているので大戸川は比較的流れやすくなっている。晴れてきた時、大雨が一日後くらいに琵琶湖の水位は最も高くなり、晴れ渡っているときに全開する。時系列の流れとして整理すると、①大雨直後の浸水発生＝地先の安全度マップ→②天気回復し晴れてくる→③洗堰全開→④琵琶湖水位ピーク→⑤琵琶湖水位低下となる。

住民： 1/200の大雨が降っても今以上に被害が大きくなることを想定しているのか

県： 無いとは言い切れないが、マップが最大と評価している。

住民： マップは大雨が降った時の想定であるが大戸川の決壊も含まれているのか

県： 堤防の決壊は考慮している。

住民： 甲賀地域の降雨も含めて評価しているのか

県： そのとおりである。大戸川上流域の甲賀地域の降雨も入っている

会長： マップの灰色はどういう地域か

県： 5m以上の浸水が見込まれる地域を指します。

住民： 大戸川に関係ないが、支流の宮川に樹木が繁茂しており、今回も水位が高くなった。宮川の樹木の伐採を早急に対応願いたい。

県： 要望はお聞きしている。現場確認を行い対応に努めたい。

住民： 瀬田川沿いの黒津川は、ポンプアップにより瀬田川へ排水されているのか。

県： 瀬田川水位が上昇した時に樋門をしめて瀬田川の下流の方の関津の所で瀬田川に合流する仕組みになっている。

住民： 天ヶ瀬ダムは、18号台風の時に流量調節して下流側の安全を高め効果を発揮していた。やはりダムは河川整備と並行して対策が必要である。ダムができたとしても上流が悪くなるということか？どういうメリット・デメリットがあるのか？

県： 大戸川を河川改修せず、現状の断面で、今の戸川ダムの計画のままダムを造り放流すると、この辺りがあふれる計画となっている。それを避けるため、川の中を広げてからダムを整備する必要がある。同じように天ヶ瀬ダムも宇治の平等院の辺りは未だ整備が進んでいないため川を

改修して断面を確保してから天ヶ瀬ダムの放流量を増やす計画である。河川工事もダムの工事もセットで行う。その結果、台風18号で効果が発揮された。大戸川も同じ、まず河川整備をしてから大戸川ダムを建設するとの考えで進める。

住民：　そういう説明なら、最初にダムをするという話が出た時に、ダムができて大戸川があふれるという幼稚な計画しかできていないのか。

県　：　そのとおり。そこで県は、大戸川の下流があふれるダムの計画を出すのはおかしいと国に申し上げた。

住民：　流量調節機能のないダムの計画ということか

県　：　流量調節機能はあるが、大戸川ダムは、田上の治水安全度を上げる目的と京都大阪の治水を上げる目的の両方ある。県としては田上を守るために必要としている。大戸川ダムは、京都大阪にとっても必要とした計画であり、大阪京都に着目してダムを操作すると、流量を絞り切れず、大戸川の改修できていないのに計画通りダムを造ると溢れるような計画を国は出した。それはおかしいと言うことで、先に県が河川改修を行い、できた時にダムの整備を行うよう国に申し入れた。

住民：　ということは平行してやらなければいけない。

県　：　そのとおり。ダムができて川があふれるのはおかしい。

住民：　しかし、ダムの計画を認めたのは県ではないのか

県　：　だから、大戸川の改修ができていないのにダムをまず作るのはおかしいと国に申し上げた。

住民：　これから河川改修やるというのはタイムラグがある。今からでは遅い。ダムの計画よりも河川改修が先だと言った時から河川改修は始まるのではないのか。全く言っていることとやっている事がおかしい。

県　：　県は国に大戸川整備にすぐに着手したいと言っているが、大戸川の下流には宇治川があり、河川は下流から改修するのが基本である。現在、下流の天ヶ瀬ダムの再開発を早く進めるよう国に申し入れしている。

住民：　今の説明であれば、出来ないところで現状に至っている。そうすると大雨が降った時にこういう結果になる。速やかに元通りに復旧していただかないといけない。元に戻したら何も問題は起こらない。問題のなすりあいでは被害者はたまったものではない。

県　：　河川管理者である県は責任をもって河川整備を進める。頭首工などは本来の管理者でやってもらえるよう農林部局と調整していることにご理解願いたい。

会長：　みんな水掛け論で責任逃れしている。

県　：　そうではない。うまく進むよう関係者で調整を進めている。

会長：　本日の説明会は知事が自ら住民に説明したいという県からの要請であったが、まずは自治会長に説明してから判断したいと申し上げた。水害の危険性の高い大戸川沿の住民対象に説明会をすると声がかかったが、今後、自治会ごとに説明をするつもりか

県　：　今後、自治会から要請があれば喜んで説明にうかがう。

会長： 説明を聞いただけで条例にOKを出したわけでもないし、納得したということで県議会に報告されては困る。県民の代表である議員が「住民が賛成しているから頑張って進めていこう」なら分かるが、単に住民に説明しただけは堪忍してほしい。

県： 今日ご意見のあった河川整備をまずは進めたいし条文にも書き込んでいる。今日のご意見は真摯に承る。

会長： することをやってから条例を制定されたい。条例制定してからでは本末転倒。

県： ごもつともであり、条例には基幹的な治水対策としてうたっている。県議会でも河川整備計画の進捗を担保するよう指摘があり県としては皆さんの要望に応えるよう努めていきたい。ながす対策に加え川の外の対策行いたい。知事にも地元の声をしっかり届けたい。

会長： 現物を見ないと理解できない。

県は、しっかり河川整備をやっているところを見せてほしい。

条例の話とダム・河川整備の話は密接に関連している。賛成か反対かは二の次として、一日も早い河川整備を行い災害が二度と起こらないよう国、県、市にお願いしたい。そのプラスアルファがダムということになる。

もし同じような洪水で来年度災害が起きた時は県の責任である。

そのために年単位で河川整備計画をきっちり示し、予算確保をお願いしたい。

知事が出てこられて説明するときは上田上、田上と分けて説明してほしい。

日 時：平成 25 年 11 月 9 日（土）19 時 30 分～21 時 30 分

場 所：高島市朽木野尻集会所

対象者：高島市朽木野尻住民（17 人）

（資料により説明）

質 疑

住民： 200 年確率の雨は時間雨量何ミリか。

県： 131 ミリです。24 時間で累計 634 ミリです。最も大きい時に時間雨量 131 ミリです。

住民： 土砂災害のことは考えているのか。

県： 土砂災害防止法においてリスクに応じて土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域を指定している。土砂災害特別警戒区域は今回の条例案と同様に建築規制する対象区域である。

住民： 北川ダムはなぜ中止にしたのか。なぜ住民の意見を聴かなかったのか。

県： 民主党政権時に全国 83 のダムが本当に必要かどうか検証するためにダム検証が始まった。北川ダムは、検証の結果、今後 20 年間の整備計画相当の目標規模で河川改修が最も優位となり、ダムは一旦中止することとした。検討の場には関係の自治会長に出席していただいている。

住民： ここは北川など安曇川の支川が全て流入して 1 箇所が集まるところである。高岩の所を広げないと浸水は軽減しない。

県： 河川改修は下流から実施することが基本であり、安曇川も下流の安曇川町から実施することとしている。下流が進めば上流をどうするか検討することになる。

住民： 堤防をもう 2 m 嵩上げしてもらえると浸水被害は随分違うと思う。

県： 上流で整備すれば下流のリスクが増える。ご理解いただきたい。

住民： それなら被災者支援を考えてもらわないと困る。

住民： ダム凍結から 2 年経っているが下流で何かやっているようには思えないが。

県： 堤防補強や護岸整備など実施している。

住民： 船橋の上流は土砂が堆積している。調査しているのか。河床を下げることはできないか。

県： 把握している。それについても下流からが基本である。

住民： 今の集会所を避難場所として許可条件をクリアできるのか。

県： 避難距離などを考慮し避難可能な家はクリアできる。遠い家は新たな避難場所が必要になる。水害に強い地域づくり協議会で有効な避難距離などお示しし、話し合いをしたい。

住民： 今、3 m 以上浸水することが判明している 2 軒の家は、隣の下水処理場が避難場所にならないか。

住民： 2 階が無い。

住民： 台風 18 号で下水処理場の地盤の芝のところまで浸水した。私の家は田面から 1.5 m 地盤を上げて、60 cm の基礎をしている。9 年前は胸

- まで浸水し、命からがら釣りボートで助けてもらった。
- 住民： 集会所を避難場所としてすべて解決したい。
- 県： 他の地域で有効な避難距離を計算すると約300mである。
- 住民： 道のりを考えると300m以上ある。
- 住民： 水害に強い地域づくり協議会をすぐに取り組みたい。
- 県： 紹介した米原市の事例は2年前から取り組んでいる。当時は、すぐに行ける「そなえる」対策を話し合った。ご当地でもご要望に応じて、住民、市、県で取り組みたい。
- 住民： 今回の台風で堤防にある電柵は倒れた。県道は腰まで浸水した。バス停も浸水した。山から来る水はあきらめているが、安曇川の水は防げないものか。野尻も（対岸の）宮前坊も浸水する。もう1時間雨が続けていたら市場も含めて大災害になっていた。県の三大河川なのだから何とかしてほしい。
- 住民： 建築規制は今の家をなんとかしなさいというものではなく、今後のことか。
- 県： 今後、新築、増改築する場合に適用される。
- 住民： 市場なども対象区域があると思うが同じことか。
- 県： 対象の予定区域はあり、更地に新築される場合も同様の規制がかかる。今回の説明は既存の家がある地域を回っている。
- 住民： 朽木は建築届を出しているがそれだけではダメか。
- 県： 建築確認申請の不要な地域であるので届を出されていると思うが、届を出される時に流域条例の許可を得ていなければ許可を受けるよう市役所から指導していただくことになる。
- 住民： 条例が制定されるとすぐに規制か。
- 県： 水害に強い地域づくり協議会で、先ほど説明した4つのこと（「ながす」「ためる」「とどめる」「そなえる」）について皆さんと話し合い、合意形成できれば区域指定する。区域指定してから規制が発効する。避難場所を新たに作る場合など用地買収が必要になるかもしれないので地域との合意形成は欠かせない。
- 住民： 県の治水方針を教えてください。
- 県： すでに流域治水基本方針というものを県議会で議決いただいている。内容は今回の条例と同様のものであるが、建築規制は条例が制定できないと発効できない。皆さんの一番ご要望の強い「ながす」対策は目標に向けてしっかり取り組む。しかし、東日本大震災で見られるように30mの高さの津波に対して30mの防波堤を作ろうということにはならない。施設整備には限界があり、最大クラスの災害は施設で防げない。
- 住民： 今回の台風は避難指示が遅かった。
- 市： 反省点が多かった。今後に生かせるようにしたい。
- 住民： 朝4時半に真っ暗なところで大雨の中を逃げろと言われても無理。逃げなかった人の中には大丈夫と思っていた人がいた。また自分の家を守ることを優先して逃げない人もいた。教訓になった。

住民： 条例制定にとらわれず地元で話を進めることは可能か。
県： 積極的に話をしてもらいたい。

日 時：平成 25 年 11 月 9 日（土）19 時 30 分～21 時

場 所：東近江市きぬがさ中央草の根ハウス

対象者：東近江市きぬがさ地区住民（中洲、城東、中央の 3 地区）（約 20 人）
（資料により説明）

質 疑

【明治 29 年大水害とハザードマップ】

住民：（旧能登川町）伊庭には、明治の大水害時の浸水位約 1.2m を示した碑がある。

今回のハザードマップで、明治の大水害はどう扱っているのか。昔と今では違うのか。

県：明治 29 年 9 月の大水害時の碑と思われる。明治 29 年の水害は、琵琶湖水位が BSL+3.7m まで上昇した。

今回のハザードマップにおいては、琵琶湖の浸水想定区域図を示しているが、明治 29 年大水害時の大雨が再来した場合の予想水位 BSL+2.5m を明示している。（市防災ハザードマップにより解説）

琵琶湖水位が実績 BSL+3.7m→現在予測 BSL+2.5m に低減となるのは、琵琶湖から下流の瀬田川、宇治川、淀川の河川改修が進み、水の流れが良くなったため。

住民：琵琶湖水位が BSL2.5m に上がった場合、ポンプは稼動するのか。

県：現在のポンプ施設は、水位が BSL2.5m に上がった場合は水没するため、稼動はしないこととなる。

【干拓地における避難体制の整備に関すること】

住民：干拓地は、他の陸域の土地とは異なる特殊な場所である。

干拓地での取り組みは、どのように考えておられるのか。

県：干拓地では、まず避難体制の整備が第一に必要と考えている。

お隣の大中地区では、3 年ほど前から、東近江市・近江八幡市・県・住民が、避難体制に関する議論を行っている。

ご当地の小中地区でも、同様の取り組みが必要と考えている。

住民：きぬがさは、干拓地内の集落であり、避難場所がない。どうすればよいのか。

市：地元、市、県が一緒に考えていくことが大切と考えている。県も協力していただける。

県：県としても、地元、市、県が一緒に考えていくことが大切と考えている。

住民：民生委員の会議でも、要援護者の避難体制など、災害発生時の議論があった。本日の内容と類似している。

民生委員の担当部局と本日の部局の連携をすれば、例えば、民生委員さんも交えて避難体制の議論ができると考える。

市：要援護者のリストアップなど、進めているところ。

県：今後しっかりと連携し、対応していくことが良いと考える。

県 : 資料 1_p8 に記載しているが、水害リスクが高い地域では、「水害に強い地域づくり協議会」を設けて、まずは避難計画についての議論を始めることが必要と考えている。

住民 : 是非、出前講座や水害に強い地域づくり協議会での議論など対応したいと思うが、要望すれば実施いただけるのか？

県 : まずは、東近江市あてに依頼いただければ、開催が可能。
市・県が一緒に、対応させていただく。

住民 : 明治 29 年豪雨が再来したら、琵琶湖水位が BSL+2.5m に達して、ポンプは稼動しないとの説明もあった。小中の干拓堤防高さは、BSL+2.0m しかなく、水位は堤防天端高さよりも高い状況。

ポンプが破損した場合、干拓地であるきぬがさ地区は、排水ができないため、避難期間は 1 年を超えるのではないかと思われる。昭和 28 年台風 13 号時、琵琶湖水位は約 1m まで達し、その時、小中地区は 1 ヶ月冠水していた。

避難計画では、どのような想定をしているのか。

市 : 今後、地元、市、県と一緒に考えていきたい。

【一級河川管理、県道管理に関すること】

住民 : 干拓堤防、須田川堤防の点検をお願いしたい。

県 : 東近江土木事務所にて、点検巡視をしている。

地元の方におかれても、異変等の気づきがあれば、東近江土木事務所へ連絡をお願いしたい。

住民 : 大雨時、自助・共助が大切なのは理解できる。

ただ、干拓堤防の管理、須田川の改修、干拓地排水ポンプの補修、大津能登川長浜線道路沈下部（冠水による通行止めの原因箇所）の補修など、公助による浸水を防ぐ対応は早急に実施してほしい。

県 : 先日(10/30 水)、県が城東地区のみなさんに説明会をさせていただいた際にもご意見をいただいた。担当する部局にご意見を伝えている。

住民 : 関係部局に伝えた後、具体の対応の見通しを教えてください。

大津能登川長浜線の道路沈下部は、いつも浸水している。特に早急に対応すべきと思う。

県 : 確認させていただく。

【避難場所整備に関すること】

住民 : 中洲地区では、現在、平屋の自治会館を建築しており、間もなく完成する。今さらだが、2階建てにしておけばよかったと感じる。

自治会館建築に際して、県の補助金申請をしたが、事前に聞いていた金額と交付された金額に差異があり混乱した。なんとかならないものかと思った。

県 : 県補助金交付に関して、防災部局の対応に不備があったことは、お詫びしたい。水害リスクの高い場所では、嵩上げ盛土の費用の半分を補助させていただく制度を、流域治水の条例に合わせて創設することを予定している。

日 時：平成 25 年 11 月 14 日(木)19 時 30 分～21 時 15 分

場 所：大津市上田上市民センター

対象者：大津市上田上学区自治会長（大鳥居、牧、平野、中野、芝原、堂、新免、羽栗）（11 名）
（資料により説明）

質 疑

住民： 倉庫も 2 階建てにしなければならないのか。

県： 住宅と社会福祉施設のみが対象であり、工場やお店は対象外。倉庫も対象外である。

住民： 畑の災害復旧はできるのか。

県： 畑は個人のもので市と個人で復旧される。土木は護岸から河川敷地の部分に土羽を作る。

住民： 被災水位まで堤防を上げるのか。河川改修の手戻りになるか。

県： 災害対応では現状の隣接護岸まで原形復旧し、河川改修時に（堤防高を）上げることになる。

住民： 被災水位と復旧高さの関係を説明いただきたい。

県： 本日は資料を持ち合わせてない。

住民： 支援制度の上限 400 万円について詳しく教えてほしい。

県： 住宅のかさ上げにかかる費用の 2 分の 1 を県が補助する。その上限が 800 万円である。

住民： 琵琶湖総合開発で県内の河川は整備されたが大戸川は整備されていない。整備していないところと整備したところを同一に考えるべきではない。河川整備ができれば（区域指定を）解除すべき。

（危険区域の）移転を促進すべき。防災無線がない家もある。情報が伝わるようにしてほしい。

県： 河川整備が終わっても 200 年確率の雨が降ればあふれる。川の外の対策も並行して進めたい。

津波被害を受けた地域では移転しか示されていないが、浸水はかさ上げや避難対策で安全に住むことができる。

住民： 堂の赤いところと堤防沿いは同じぐらい浸いた。ダムをつくるべきである。条例をつくるなら大戸川ダムをつくと書くべき。

県： 河川改修を先行して 10 年確率の安全度を確保する。その後、ダムを実施して 100 年確率の安全度を確保する計画である。ダムだけをやっても 10 年確率程度の安全度しか確保されない。

住民： 知事はダムをしないとやっているのに、そんな説明はおかしい。

住民： そういう説明をするなら四府県知事合意を撤回しなさい。毎年、国に要望に行くが、あの合意があるため国はダム本体ができないと言っている。

住民： 計画的な改修をやっているのか。なぜ 200 年確率なのか。

県： 500 年確率や 1000 年確率という大きな雨でも計算しているが、10 年確率から 100 年確率、200 年確率と被害が大きくなるのに比べて 200 年確率

以上では被害の大きさが大きく増えない、つまり 200 年確率で収束する傾向があることから最大クラスの雨として 200 年確率を対象としている。

住民： 大戸川の改修にこれまで使った費用はどのぐらいか。

県： 今すぐにはわからない。

住民： 災害復旧の費用は。

県： 3 億円程度。

住民： 大戸川ダムの滋賀県負担はいくらか。

県： 4 億円。

住民： それならダムができたのではないか。

住民： それをこの場で言っても仕方がない。かさ上げの対策の必要性は理解できる。家屋のことだけ対象にしているが農地も大切な財産である。

住民： 区域指定をすれば土地の値段が下がるのではないか。

県： これは市の話になるが、土砂災害防止法で区域指定された場合に大津市さん等では固定資産税の減免等の措置も取られている。

住民： 区域が指定されれば河川改修の予算は増えるのか。

県： 近年は河川改修の予算を毎年 10 億円ずつ積み増している。

住民： 大戸川についてはどうか。

県： 大戸川は毎年 2 億円の予算を投入している。

住民： 今回は条例の説明に来ていただいたが、これで終わりか。

県： 詳細な説明が聞きたいとの要望があれば対応する。

住民： これで議会に地元の説明し、了承を得たとの報告をされては困る。

県： 条例案の内容を理解していただくため、今回、説明した。今回いただいたご意見等は公表する。

日 時：平成 25 年 11 月 19 日(火)19 時 30 分～21 時 30 分

場 所：甲賀市 三本柳公民館

対象者：三本柳自治会 役員 (7 名)

(資料により説明)

質 疑

住民： 条例案制定の今後の見通しと、建築規制についてお伺いしたい。

県： 条例案については 9 月議会で継続審議とされた。11 月議会の会期は 11/28～12/20 であるが、執行部としては出来るだけ早く可決いただきたいと考えている。

住民： 条例で浸水危険区域の指定がされると、地価が下がるし、住民が住まなくなるのではないか。

県： 区域指定する範囲は、地元に入って水害に強い地域づくり協議会で協議する。3 m 浸水する区域が基本であるが、現場の状況に応じて協議して設定する。

住民： 三本柳地区は一級河川に囲まれている。県や市に河川対策を要望しているが、対策が進まない。

昭和 28 年水害では三本柳も浸水し、その後建て替えする場合には地上げをしている。自分たちの地域は自分たちで守るという意識はある。

3 m 以上浸水する箇所は市街化調整区域であり、それが外れないと住宅は建たない。

県： 三本柳周辺では、杣川と野洲川合流部の竹木伐採や災害復旧に取り組むこととしている。

住民： 城川の浚渫や改修を要望しているが、対策がされない。対策がされないのに建築規制をかけるのは本末転倒である。

また、信楽の説明会では、知事は、指定区域を優先的に河川整備すると発言したが、新聞報道ではその考えを撤回されたとあり、どうなっているのか。

浸水危険区域では 2 階建てにすればよいというが、2 階建てにすると 1,400 万円かかる。400 万の補助では足りない。洪水時には 2 階に逃げるのではなく、小学校に逃げるのが基本である。

高島市に引っ越してきた住民が水害にあわれた記事を読んだが、市に浸水するか聞いたら大丈夫と聞いたとのこと。被害は市の責任であり、浸水する恐れがあるならそれを知らせるのが県や市の役割である。

住民： 自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守る気構えである。台風の場合には水平避難で対応することが基本である。

城川の浚渫を県に要望したところ、浚渫土の処分先が見つからないとのことであった。処分地を地区で見つけてきて、やっと浚渫をしていただいた。

住民： 指定区域で河川整備を優先するという知事のお話があったことから、最初に区域指定の手を上げようかとの相談もしていた。人的被害があっ

た場所を優先という話に変わったのであれば、三本柳ではいつ対策していただけるのか。

三本柳地区では 108 軒のうち平屋建ては 5 軒程度である。5 軒のために罰則をかける条例は不当である。

住民： 大雨では、飯道山に 3 つあるため池の決壊も心配である。

住民： 城川で土砂が堆積する原因は、山が荒れているから。山の対策も必要。

また、下流部の三本柳付近でカーブしている箇所があふれることから、国道 307 号と並行してまっすぐに付け替えるべきである。

条例よりも、地域の実情を調査し、地域に応じた対策を示すことが先決であり、そうでないと住民の納得は得られない。

県： 地域の実情をよく調べるべきというご指摘はごもっともであり、まず、水害に強い地域づくり協議会を組織し、地域に入って地域の実情に応じた対策を協議することとしている。

指定区域を優先するという知事の発言については、地先の安全度マップで水害リスクが高い場所について、河川整備を優先するという趣旨であり、決して考え方の基本がぶれたというわけではない。

また、三本柳では建て替え時に自助で地上げされているという事情もよくわかった。そういう自助で取り組まれている地域を助けたいという思いであり、浸水危険区域では嵩上げへの支援制度も用意している。特定の地域に税金を投入するためには助成の必要性が高いことを明らかにする必要があり、区域指定を行うものである。

農業振興地域や市街化調整区域でも、いつの間にか法規制が外れて、水害リスクを審査するルールもないことから、水害リスク対策を講じない家が建ってしまうことがある。それを避けるために建築規制を行うもの。

住民： 建築確認の際に、浸水リスクをハザードマップで確認すればよい。

県： 条例による建築規制は、まさにその確認を行うものである。

住民： それを条例でしようとするから時間がかかる。まず来月から指導を始めればよいではないか。

県： 良心的な業者は、すでに地先の安全度マップに基づき顧客に説明し、また対策も検討している。しかし、すべての業者が行うためには、法的な制度が必要である。

住民： 建築規制ではなく、避難で対応するべき。

県： 9月の台風 18 号でも、避難勧告が出た場合の避難率は 10 パーセント程度である。逃げ遅れたときでも命が助かる手だてが必要であり、それを水害に強い地域づくり協議会で議論していきたい。

住民： 水害に強い地域づくり協議会では、例えば城川の浚渫や付け替えについても協議するのか。区域指定されても河川整備が先送りになるのであれば意味がない。何年以内に河川が整備されるのか示されないと住民の納得は得られない。

住民： 台風 18 号で飯道山が荒れてしまい、少しの雨でも土砂が流出する状態

である。まずは城川の応急対策としての土砂撤去を行うことと、抜本対策として付け替えを行う必要がある。

住民： 今日出た意見を持ち帰ってもらって検討いただき、また話を聞かせてもらいたい。

住民： 条例案について、まず危険がある箇所の河川整備を優先的にやって欲しい。

県： 河川対策については、まずは杣川と野洲川の合流部での竹木伐採を行うが、三本柳付近の土砂の堆積状況を確認する。

城川の堆積土砂撤去については、県が直接行う方法だけではなく、河川愛護活動（地元による川ざらえ）の一環で行うことも可能であり、相談したい。

日 時：平成 25 年 11 月 20 日(水)19 時 30 分～21 時 15 分

場 所：長浜市伝統文化芸能保存活動センター

対象者：長浜市北部地域自治会長および役員 約 25 名（高月町馬上、木之本町石道、川合、大見、余呉町下丹生、上丹生、菅並、西浅井町余）

（資料により説明）

質 疑

住民： 高時川の近傍は流れが強く、かさ上げをしたとしても流されてしまう恐れがある。流れの強さについてはどのように考えているのか。

また、井明神橋・頭首工上流についても浚渫が必要な状況であるがどのように考えているのか。

県： ご指摘のとおり高時川の周辺については水の流れが強くなることが想定される。県で作成している地先の安全度マップには流れの強さの指標として流体力図という図面も作成しており、どの場所でどの程度の流体力が予想されるかは確認できる。しかし、これらの流体力に対してどのような対策が必要となるかは現時点では明らかとなっていない。

東日本大震災の津波被害を受け、国のほうでも現在検討されているところ。今回の建築規制は予想される浸水深に対して対策が明らかな宅地のかさ上げを条件とした制度を設けるもの。今後、流体力に対する対応方法が明らかとなった時点で制度に加えていく予定。

県： 井明神橋から阿弥陀橋は浚渫だけでなく河道を自然に戻している。川合地先は、護岸工の要望をいただき現在実施中である。頭首工下流については7/29、30で被害のあった個所の工事も検討している。左岸土砂も取り除きたいが、用途河川のため調整が必要。

住民： 石道の水没区域には平屋が2軒ある。どのような対策を進めるのか。

県： まずはそなえる対策としてどのようなタイミングでどこへ避難するのか、住民と県、市で水害に強い地域づくり協議会をつくって避難計画を検討する。合わせて、家を建て替える際には2階建てにしたり地盤のかさ上げをする等、安全な住まい方を進めていく。

住民： 5m以上浸水するところも何軒か家があるが逃げるところもない。どうすればよいのか。川東側には避難所がない。避難所をつくってくれるのか。

県： どうするのか検討していく必要がある。県・市・地元自治会で議論する場を設ける。たとえば避難タワーといったものも考えられる。「そなえる」対策について、米原市村居田では2年ほど前から県も加わって議論している。避難所だけつくっても意味がない。どのようなタイミングでどこへ避難するのかという避難計画をつくっていただき、合わせて避難所が必要な場合は整備するための支援制度を考えている。

支援制度について検討中という言い方をしているが、かさ上げの2分の1を県が補助することは決まっている。残りの部分を市でどの程度補助していただけるかといったことについて検討しているということ。

- 住民： ダムは「ながす」対策だけになっているが、「ためる」対策にも入るのではないのか。知事がダム建設に反対なので入れていないのか。
- 県： そうではない。ダムはながす対策の1つとして整理している。
- 住民： 洪水が起こってから逃げられる距離とはどの程度か。
- 県： 緩やかに水位が上がる虎姫のようなところとご当地のように水位上昇が急なところでは距離は変わってくる。ご覧いただいている浸水図面を作成しているシミュレーションで地域ごとに距離を決める。距離としてはおおむね500m前後。建築許可の要件としては避難所ごとに何メートルという形で設定する。有効な避難場所について一緒に考えていきたい。
- 住民： 資料1頁の「目的」に「人命優先」とあるが、財産被害は守る対象とは考えないのか。
- 県： 流域治水の目的にも財産被害を避けることを明記している。基幹的な対策として河川整備を進めていく。東日本大震災のように施設で対処できない洪水に対しては、的確な避難により命を守ることを最優先に取り組を進めていく。
- 住民： 井明神橋下流の左岸側堤防が低くなっている。この霞堤が設置された経緯を教えてください。
- 県： これは私の想像であるが、昔、あのあたりに霞堤があり、その後の河川管理者・道路管理者等との協議の結果ああいう形になったのではないかと思う。
- 住民： 資料25頁の「駆け込める距離」というのは具体的にどれだけか。
- 県： 場所によって変わるが、ゆっくり水が流れるところで数百mくらいかと思う。
- 住民： 資料25頁の避難対策で、「建物」が先というのではなく、「避難場所」から先に対応するという事は考えているのか。
- 県： 考えている。どちらが優先ということはない。個人の建物（バルコニー等）については1/2補助、地域の避難場所については全額補助となるが、その両方の補助金が出るように考えている。
- 住民： かさ上げか避難所かどちらかという説明があったが、避難所の整備についての説明は歯切れが悪かった。住民のかさ上げを求める内容になるのか。
- 県： 建築許可の要件として、かさ上げと近くに逃げ込める避難所があることの2つがあるというもの。避難所については既存の避難所も含めて、条件を満たす避難所があればかさ上げをしなくても建築の許可がされるという制度である。
- 住民： 知事は区域指定をしたところから河川整備をやると言っていたようだが、今回の説明とまったく違う。
- 県： 発言の趣旨は地先の安全度マップでリスクが明らかになったため、リスクの高い地域の対策を優先して実施するというもの。知事の発言についてはその後訂正されている。
- 長浜市： 今後のスケジュールはどのように考えているのか。

- 県 : 今回は現在議会で議論している条例案の内容を正確にご理解いただくためにお集まりいただいた。さらに詳細な内容が知りたい等、ご要望があれば来週にでも集落ごとに説明にうかがう。条例が制定された場合、区域指定の前に協議会を設置し、避難計画や区域指定の具体的な内容について説明にうかがうことになる。
- 住民 : 12月議会では再度この条例案で議論するのか。
- 県 : 9月議会では継続審議とされたため、12月議会でも引き続き議論することになる。

<会議後>

- 住民 : 菅並の集落では丹生ダムの建設計画について当初は反対していたが、国や県の説明を受けて受け入れることとなった。このような経緯もあり、水害に対する意識が高い。また説明に来ていただく連絡をすることになると思うのでよろしく頼む。
- 県 : 了解した。

日 時 平成 25 年 11 月 30 日(土)19 時 30 分～22 時

場 所 弓削コミュニティホール

対象者 竜王町弓削の住民(約 70 名)

(資料により説明)

質 疑

住民： 今の説明では、治水条例の必要性がなおさらわからなくなった。現在の建築基準条例でやればよい。治水だけ取り出してこの条例でやる真意が全く不明。私は、この条例に憤慨している。お土産話は結構である。条例の説明をしっかりと願います。

住民： これまで何も詳しい説明がない中で、なぜ条例を急ぐのか。弓削は、何回も洪水被害を受けてきた。以前は 820 反の農地があり、640 反に減ったが、農地はたびたび水がつき畑が作れないため、日野川改修を要望してきたが、弓削地先は 30 年先の予定とのこと。今後、だれがこの土地を守るのか？高齢化が進展し、かさ上げは困難である。命が大切なのは十分承知しているが、重要なのは、竹伐りや改修、堤防補強により一日も早く危険箇所を解消することだ。

また、日野川には 3 本の川が流入していることから内水氾濫の危険性が高いため、内水を日野川に揚げることを検討いただきたい。先日研修に行った巨椋池排水ポンプのようなものが必要ではないか。条例よりもまずは河川改修が重要である。川は下流からの改修が原則であるが、当地の S 字型の地形特性から是非ハードを検討いただきたい。

知事： 川の対策のお望みはよく理解できる。流域治水は川の中の対策を含め川の外の対策も同時に確実に実施することにより人命と壊滅的な被害回避を目指す。川の中だけでは守りきれないため外もセットで考える。

地域指定については、弓削は既にかさ上げにより浸水の安全性は確保されているが農地は深く浸水することを想定。区域指定した場合は警戒しなければならないという意味で、その条件の中で、県も優先的かつ緊急的に手を打つことができることが流域治水のポイント。

巨椋池排水機場は、s 28 の大雨で浸水したことから設置され、いまは街ができています。県だけでは財政的に難しい。ご当地は内水氾濫であるので大規模な排水ポンプの設置はできない。

住民： 川の中・外は理解している。なお、地先の安全度で「見る」だけでなく、「観る」、「診る」の視点で対策をすべき。条例はそうなっていない。

住民： 5 点うかがう。①なぜそんなに急いで条例を制定しようとしているのか。もっと地域の実情を調査、把握し積み上げたうえで制定する必要がある。急がれる理由を聞きたい。②日野川は平成 20 年に T ランクに指定されたが、これまでどのような対策をされたのか？優先的に対策すべきなのに進んでいない、③台風 18 号の際に「川の決壊は想定外」と発言されたがその根拠は？④日野川ダムの放流により安吉橋では 40～60 分で水位があがる。一気に水を流さないような放流が必要である。⑤日野川の抜本

対策として国直轄化をお願いしているが、知事は条件が合わないと説明されたそうだが、国からは、「県から申請ないのに回答できない」と聞いた。その真意は？

知事： ①地先の安全度により予見可能性・回避可能性が高くなり、避難場所やかさ上げにより対処すべき地域が県内にあり、一刻も早く区域指定をして一緒に対策をしたいという要望も聞いており、県民の命を守る知事として一日も早く条例を制定したい。

③鴨川に関しては河川整備計画に基づき R161 まで進めてきたが、決壊区間は計画区間外であるという意味で申し上げた。

県： ①内水対策は、本川の水位が低下した後にポンプでかい出すのが基本であり、一時的に浸水するのはやむを得ないと考えている。琵琶湖の周りにも 14 か所の内水排除用ポンプがあるが、それらは琵琶湖の水位が低下してから動かす。当地の中津井川のように本川の水位が高いときは水門を締めるのと同様、琵琶湖周辺の内水排除も、琵琶湖の水位が高い時は水門を締め、琵琶湖水位が下がってから動かす。このため、日野川水が高いときは排除できないことを理解いただきたい。中津井川の改修は H14, 15 行い、今回被災したが、早急に復旧し、あわせて土砂も撤去したい。

②T ランクは祖父川の遮水矢板を実施してきた。また、日野川の応急復旧によりドレーン工対策を行ってきたが、今回、崩壊した区間は、ドレーンがされていなかった。今後、堤防強化対策に至急に取り組みたい。

④日野川ダムの効果は限定的で竜王町地先まで及ばない。増田川まで。日野川ダムは 160 トンの貯留機能があり、それ以上の流入に対しては、一気に流さないよう操作する取決めになっている。日野川ダムは予備放流水位まで下げて貯留量を稼いでいる。今回は雨の降り方が通常と違った。なお、日野川ダムの流域は 20km² しかない。ダムの管理はだれが行っても適切に操作できるようルールが決められている。今回はあくまでもルールに則り行った。

⑤国直轄化は、国から直轄化の見直しの照会が来ており日野川も検討している。今後十分相談させていただく。

住民： これから直轄化を検討するのか

県： 日野川は、平成 2 年台風 19 号で被災を受けて桁外れの予算を投入し、下流から一気に進めてきた。それは、事前に国から県が管理すべき川となっていたため。現在、国から直轄見直しについて照会が来ており、日野川、野洲川については国と相談する。

住民： 今回、流体力が規制の要件に含まれていないが、決壊を想定されていないのは理解できない。それで命を守れるのか。

県： 地先の安全度マップでは破堤も想定している。流体力は水の勢いをどう考えるかということで、基本方針では想定していたが、実際の細かい分析が難しい。今後、国の方から知見が得られたら条例を見直したい。今はやむを得ず、浸水深 3m 以上の区域を区域指定する。

- 住民： なぜ基本方針で流体力図を出したのか？
- 県： 県としても研究していきたい。現在は区域指定するほど確かな知見が示せない状況。
- 住民： 浸水深に関して国のマップと県の地先の安全度マップは整合しているのか？
- 県： 琵琶湖や国の直轄河川など水防法に基づく浸水想定区域図があり、1/100の洪水氾濫を表したもの。地先の安全度マップは、中津井川や水路を同時に氾濫させた浸水状況を表したもの。国はそこまで詳しくやっていない。
- 住民： 日野川は仁保橋まで改修されたが、これにより、大雨の際の流速が早まり、護岸が洗われている。導流堤も崩壊したと考えられる。これらを認識して早く改修を進めようと思わないのか。いつまでに整備するか時期を明確にされたい。
- 県： 流速が早くなるのはそうかもしれないが、一方では土砂の堆積が進んでいるし深堀も進んでいるかも知れないので、洗掘されている個所は一刻も早く補強したい。
- 住民： 2点伺う。①条例案4～6条は責務が規定されているが、市町の責務がない。なぜ入っていないのか。②日野川、愛知川など、川ごとに流域計画の策定は考えていないのか
- 県： ①地方分権の中で県と市町は対等の立場であり、市町の責務までは書けない。②河川ごとの改修計画については将来20年間の整備を内容とした東近江河川整備計画を策定した。今回、県議会の指摘により、改めて、河川ごとの5か年実施計画を立てることを検討している。
- 住民： ①の市町の責務については竜王町に一層危機感を持って対応していただくために明記されたい。
- 県： 法規担当協議でも難しいという意見
- 住民： 仮に条例制定され、区域指定された場合、かさ上げなど必要な対策をせずに建築した場合、罰金を支払えばそれで済まされるのか？人の命は20万円の価値しかないとお考えか？
- 県： 区域指定は、いざという時にどのように避難するのかを議論していただき、水害に強い地域づくり計画を策定した上で区域指定するもの。その過程において合意形成を図りながら決めた地域のルールに基づき取り組みを行うものであり、ルールを破るような時に罰則を適用するもの。皆さんで決めることなので、罰則の適用は想定していない。罰則は最後の手段である。
- 住民： 区域指定に地域が同意しなければ区域指定はされないということだが、それでは、条例は骨抜きにならないか
- 県： 他の地域では早く条例制定し、区域指定を望んでいるところもあると聞いている。余計なお世話というご意見なら区域指定はできない。地域で最善の方法を検討し決めていただきたい。
- 住民： 条例は地域が反対すれば骨抜きになり意味がない。

知事： 県内には避難対策を一刻も早くやりたいという地域もあり、手が打てる場所から手を打つ。すでに安全に住まわれているところであれば、それでよい。弓削の意見が県全体の意見ではない。ただ、地域指定しなくとも水害リスクは存在しており、県は最大限出来ることをやらせていただく。今回の18号台風のように、自然災害は待ってくれない。県は強制的に区域指定するものではないが、既に存在するリスクに対して予め手立てをしたいとの考えが条例であり、弓削の皆さんの判断が地域の判断という受け止めをさせていただく。

虎姫地区住民： 知事は、地域指定を受けたところから河川改修をやると聞いたが

知事： それは誤解である。地先の安全度マップにより危険性の高い所から優先的に対策をするという意味。区域指定を踏み絵にはしていない。そのような姑息なことは考えていない。正々堂々と予算配分をさせていただく。指定しようがしまいが危険は存在するため、河川の予算は配分する。

これまで滋賀県は水害が少なかった。伊勢湾台風により近江八幡浄土寺で旅芸人6人の一座が犠牲になったという話を聞いた。安吉橋に巡礼碑が立っている。先の台風18号の雨量図に私は大きなショックを受けた。いくらハード対策を頑張っても天変地異はあり、そのために命を守る政策をとということで30年間、近畿全域40か所調査してきた。そういう中で、実は平成16年から国も一生懸命、水害に強い地域づくり協議会をやっていた。ぜひ一緒に安全なまちづくりということで、胸の張れる協議会、計画づくりをしていきたい。

今回の18号台風でも若い方はなかなか避難してくれなかった。県下全域でも避難したのはわずか5.7%であり、自分のところには災害は来ないと思っている。そういう中で、命を守るためにはどうすればよいか、みなさんの思いを聞きながらそれぞれの事情のある中で最悪の場合にも命を守るための備えとして今回条例を提案した。ご理解いただきたい。危険性のあるところは県は責任もってやる。

住民： 条例は危険なところは危険なところとしてやるという発言は心強い。なおもって条例の必要性にこだわることが分からない。

県： なぜ今条例が必要なのか。県全体が弓削のように安全に住まいされていけば必要はない。(安曇川の土地利用を事例に紹介) 将来のリスクを知らずに土地を購入し家を建て、水害にあわれて困難に陥る方が出るのを防ぐためである。今ほうっておくともっとひどくなるかも知れないので今条例を提案した。

住民： なぜ治水条例という建築規制をするのか？なぜ今の建築基準条例に織り込まないのか？

県： 地先の安全度マップに基づく審査は今誰も行っていない、これを回避したい。まさにそれが条例の制定である。

県： 確かに建築基準条例でやる方法もある。しかし、どこに避難すれば安

全かという河川の情報と密接に関係しており、現在の建築審査の仕組み中では対応できない。それを判断できる枠組みが条例である。

住民： 治水を切り出すのではなく、現行の建築基準法に治水の条項を追加すればよいではないか

県： 県は法律を作れない。条例を制定する。

住民： 法制度までいらない。情報伝達で十分だ。法制度化は県民を信用していないあらわれである。

県： 県は県民を信用している。していないのはリスクを隠して土地を売ろうとする悪徳業者。

住民： それならば県民に対する条例よりも業者に対する条例で十分。

知事： 弓削のように住んでいる県民が信頼をして、そもそも県民を信頼しないような条例はやめろという。弓削には条例はいらないという意見を聞いた。

県の知事が言うのはつらいが、実は県の行政の中でもかつてのリスクを知らずに施設を建てようとするのは起こりうる。私が知事に就任した時に、昭和34年の伊勢湾台風で水がついたところに福祉施設を建設する計画があがり、まさに工事がされようとしていたことが分かり、直ちに、現場に急行し、嵩上げしない限りこの福祉施設は作らせないとやった。今も福祉施設が安い土地にたくさん立てられようとしている。そういう意味でも条例は必要である。

自治会長が言うとおおり、条例でなく要綱でよいかも知れないが、地先の安全度マップで危険性が分かり、予見可能性が高まった以上、手を打たないと県の不作為になる。次の世代に申し訳ない。マップに従い、不動産関係の方に、重要事項説明として説明してほしい。一番の犠牲者は社会福祉施設。県としては、危険を知った以上何とか手を打ちたい。地域指定いらないところは、それはそれで判断していただきたい。まさに、先憂後楽。子子孫孫のための条例であることに理解いただきたい。

住民： 弓削だけはいらないと考えないでほしい。

住民： 区域指定を受ければ子子孫孫までまちが存続しない恐れがある。息子の嫁が来なくなる、これに尽きる。集落が浸水しないよう県の判断を切り替えてほしい。区域指定はレッテル貼られるようなもの。

知事： 弓削には昔からの伝統文化があり誇れるまちである。避難場所についてはさきほども説明したとおおり、みんなで工夫しながら地域の活性化に向けた利用を考えたい。これからも前向きに条例を活用していただきたい。既に危険はある。川の中も外もあわせてしっかりやり、お嫁さんがたくさん来る安全な街にしたい。条例の視点を逆の発想で活用していただきたい。

住民： 今日知事のパフォーマンスとして賛成できない。条例よりも日野川の整備をまず第一にすすめること。

住民： 説明いただいたが、条例には矛盾点があると感じる。なぜ条例で急いで対応されるのか。条例案を提案する前に、職員が地域に入って説明す

るべきである。流体力について国の指針もない中でなぜ罰則を設けるのか。川の外の対策は市町責任が大きい。県民の声を聞かないと、地元の理解は得られない。

住民： 条例案の修正があるとすれば、修正内容を説明いただきたい。

日 時 平成 25 年 12 月 1 日(日)19 時～21 時 45 分

場 所 虎姫文化ホール

対象者 長浜市虎姫地区（旧虎姫町の全自治会）の住民（約 170 名）

（資料により説明）

質 疑

住民： 条例案について、しっかりと説明していただきたい。

住民： 説明に先立ってまず知事に 3 点質問する。①昨年の付帯決議（注：平成 24 年 2 月議会での基本方針の修正のこと）で住民に十分説明を行うとのことだったが、説明なしに条例案を 9 月議会に提案したのは誰の責任か？ ②9 月 5 日に錦織に説明（注：錦織地区での「おじゃまします！知事です」のこと）されたのに虎姫に来なかったのはなぜか、③丹生ダム検証に関して、ダムよりも河川改修の方が効果的と発言されたのに姉川・高時川の河川改修が進んでいないのはなぜか。

知事： 3 点の質問への回答も交えてあいさつさせていただく。

日曜夜に多くの皆さまにお集まりいただき、虎姫地域での治水問題への関心の高さを認識している。虎姫が多くの水害に襲われてきた歴史を知事として理解している。デレーケの指揮のもと田川カルバートが建設されたという歴史があり、籠手田知事を奉る神社にも先ほど幹部とお参りしてきたところ。

【質問①への回答】9 月議会へは、知事の責任として条例案を提案したものだ。流域治水政策はいかなる洪水にあっても命を守る治水政策である。「ながす」対策はもちろん、雨水を流域で「ためる」対策、いざというときに避難する「そなえる」対策、土地利用で被害を最小限に「とどめる」対策を同時に行い、住民の皆さんと力を合わせて命を守る対策である。

台風 18 号による降雨量は比良山系と鈴鹿山系では 2 日間で 600mm を超えた。水防団・市町と県が協力し水防に取り組むが、異常豪雨による被害は行政や専門家だけで防げるものではない。

【質問③への回答】「ながす」対策は姉川・高時川でも進めていくこととしている。維持管理や補修工事については後程担当から説明させる。丹生ダム計画については、昭和 43 年にダムが計画されて以来、40 年以上経過している。年明けに明らかになる国による検討結果ができれば、姉川・高時川の河川整備計画を責任を持って早期に策定させていただく。

【質問②への回答】虎姫では、平成 19 年から水害に強い地域づくり協議会で本日来場されている京都大学防災研究所多々納教授と取り組みを進めている。水害に強い地域づくり協議会で「とどめる」対策の重要性が指摘され、条例案にとり入れたものである。虎姫での説明については、昨年から説明に入りたいとお願いしてきたが、入らせていただけなかった。4 月以降も直接お話をさせていただきたいとお願いしてきた。研究者として、大寺では避難場所が 2 階にあるとのお話を聴かせていただき、

唐国では昭和 28 年水害は、決壊ぎりぎりのところで「木流し」を作り堤防を守ったご苦勞を聴かせていただいた。県として条例案の説明をさせていただきたいと申し上げてきたが、説明の場を持つことができなかつたことは私たちの調整・説得が不足していたものと認識している。年明けの国の丹生ダム検証の確定を待って、責任を持って河川整備計画を策定させていただく。田川カルバートがあるが水害のおそれがあることは事実である。丹生ダム計画が検討中でなければ、河川整備に早く着手することができた。丹生ダム計画は、下流府県の利水目的が中心となるものであり、下流府県とともに、国が方針を決定するもの。姉川・高時川の河川整備計画をできるだけ早く策定できるように努力する。

条例の制定を急ぐなという声や、住民に罰則をかけるのは何事だという声もいただいている。批判をまっすぐに受け止めて、担当からしっかりと説明させていただく。

本日が有意義な時間となるようによろしく願います。

住民： 議会の付帯決議（注：基本方針の修正のこと）は守らなくてはよいものなのか。

知事： できるだけ守るべきものであり、最大限の努力をすべきものである。

住民： 「治水」は、災害が起こらないようにすべきものなのか、起こったときに命を守るものなのか。

知事： 災害が起こらないように事前に河川改修等を行いながら、災害が起こったときには被害を最小化するもの。

住民： 姉川・高時川で、過去 50 年で土砂が何 m³ 堆積したか。

住民： そんな質問をされてもわからない。まずは説明を聞かないとわからない。質問は説明の後にすべき。

【県から説明】

住民： ①なぜここに水がたまるのか、②川底を下げて堤防を上げるのが治水ではないのか、③ダムのことが今回は 1 つも書かれていない、④避難場所が長浜ドームになっているがどうやって行くのか、以前は虎御前山にキャンプ場に避難していたが、廃止になった。

住民： 浚渫砂利の処分地は決まったのか、残土処分地は各自邸会で探してくれとのことだったが、県が探すべきではないのか。

県： ①従前から姉川・高時川の合流分に田川が合流していたが、浸水被害が絶えないことから籠手田知事が高時川の下を 100m³/s で抜く工事を行った。今長浜土木がさらに流れるよう計画を検討しているが、大きな川の堤防に囲まれているため、これを超える大雨のときには水がたまることになる。

③琵琶湖総合開発のときに高時川ダムが下流の利水を乗せた多目的ダムとして国で計画されていたが、下流の水利用の情勢が変わり下流の利水が撤退することとなった。また、渇水対策のための容量についても下流から疑問が出てきている。現在、国でダム事業の検証が進められており、年明けには結論が出ると聞いている。治水だけの目的でやる場合、

ダムよりも河川改修のほうが有利になると国から報告されている。年明けの結果を待って、姉川・高時川の河川改修の検討を進めたい。

④避難場所については、長浜ドームは大きな洪水があったときに長期間の避難を含めた広域避難場所として指定されている。虎御前山も少し規模は違うが広域避難場所である。流域治水では、一時的に命を守る避難場所を設けるものである。

②治水については、基本は天井川の切り下げであるが、一気に切り下げるのは難しいし、高時川周辺には伏流水の利用がある。これに影響があるため、堤防強化を進めていこうと国から計画を示されている。県でもしっかり検討していきたい。

県：掘削土砂の処分については地元で処分地を探していただくようお願いしてきたがなかなか進まないことから、今後は有料処分地も候補に入れて考えていきたい。

住民：カルバートやり替えたら条例必要ないのではないか。事務所で実施する伐採や浚渫でどれだけ虎姫の水位が下がるのか。

県：どれだけ水位がとは言えないが、できる対策をまずは実施していくもの。

県：雨の降り方で変わるため何センチ下がるとは言えないが、伐採後、錦織町からは流れやすくなったと聞いている。このように流れをよくして水位を少しでも下げるといふ対策である。

県：田川を改修した場合、平均 4.4m の水位が 80cm 程度下がる見込みである。

住民：平均 4.4m とはどういうことか。さっきの説明ではもっと低かった。条例よりも先に改修をやるべきではないのか。堤防強化は県がやるべきである。浚渫という説明があったが浚渫は実施していないのではないか。長浜ドームが避難所と言うが、あんなところまで誰が行くのか。

県：4.4m は 3m 以上の区域の平均であり、これが 80cm 程度下がる。田川の改修には 20 億円程度かかる。これを実施したとしてもとんでもない大雨が降ったら浸かるところがある。避難場所の確保も河川改修と並行して進める。

住民：姉川では室戸台風、伊勢湾台風と 2 年連続で来て橋が流されている。それ以来、姉川は放置されている。河川敷内の竹林を取るとのことだが、それでは効果が少ない。河川敷を削っても構わないというところもあるので検討してほしい。

姉川と草野川の合流点にブロックが積んであるが壊れている。こんな状況を知事は知らないので土木事務所からしっかり報告してほしい。そういうことを先にすべき。そこが切れたら虎姫は水浸しになる。条例をやめて先に工事をすべき。

住民：長浜ドームへの避難はどうやってするのか。

県：長浜市がバスをチャーターするなり、行政が通れる道を通ってみなさんを避難場所まで届ける。

住民： 説明会はこんな状況。市でも反対されている。このような状況でも条例をつくるのか。

知事： 川の工事が終わってからやるべきとの意見はそのとおりだと思う。しかし、温暖化で台風は大型化し、大雨の頻度も増えている。浸水をなくするのは無理。誠実にやるべきことはやるが、河川改修をやっても目的を達するのは戦後最大。これを超えたらあふれる。多くの政治家はあふれることは言わないが、私は示している。昭和34年の伊勢湾台風で土倉で10名の方が亡くなられたが、それ以降は死者は出ていない。しかし、いつ起こるかわからないのでこの施策が必要である。

危ないところに福祉施設ができる計画であったが、3mかさ上げをしてからやるように指示をした。県の中でもこんなことがある。地先の安全度マップでリスクを知っていただいて田川、姉川、高時川の工事をもやる。県管理河川の延長は2230kmあり、長浜土木が現場を見ている。しかし、歴史については職員以上に知っている。樹木伐採はやる。18号台風やもっとすごい台風が来たときでもみなさんの命を守りたい。それが知事としての覚悟。条例ができてみなさんが同意しなければ地域指定はしない。13市6町すべてに3m以上の区域がある。住宅があるは8市で虎姫が一番多いが県としてやりたい。

住民： それだけ命を守るというなら、なぜ800戸もある地域になぜ説明をされなかったのか？その後、虎姫に入れる環境になかったとはどういうことか

知事： 今回の会合でも知事の出席は望ましくないという意見を聞いたが、私は説明したいとお願いしてきた。今日の機会をありがたく思う。錦織の際に虎姫にも入らせてもらえなかった、11/10も実現できなかった背景について私は推測しないが、今日は山内さんに感謝する。

住民： 入れる環境になかったとはどういうことか

知事： 入りたいと言ったが入るなと言われた。

住民： 誰か知事からそういう申入れを聞いたか？

住民： 大寺で高時、姉川、田川の浚渫の工事を過去10年来携わってきた。今なぜこの条例が必要なのか？明治に虎姫駅が浸水した。当時は田川が改修されていなかったと聞いている。改めて今なぜ条例が必要なのか聞きたい。まずは改修が大事である。川の氾濫は何十年も前から起こっている。

知事： 大雨の降り方を見ると、100mm/hr豪雨の回数が1.5倍に増加している。本県では、全国で初めて特別警報が出され、これまで経験のない雨が降るということで、1人1人対策をとってくださいと気象庁が発表した。このような大雨が増えているので命を失くさない対策をとるため、気象庁の警告に対して適切な対応をとることが必要である。

住民： この地域では、台風18号で36mmしか降っていない。過去20年間の姉高の工事はどうであったのかを聞きたい。

知事： この辺はたまたま降雨が少なかった。鈴鹿山系、比良山系では、史上

最悪の雨が降った。虎姫の流域では 150~300mm であったが、ここでも危険水域であった。

住民： 実際、堤防ぎりぎりまで水位が上昇した。過去 20 年間にどのような工事をしてきたいのか。

知事： まず、姉川ダムを作った。高時川は高時川ダム（現在の丹生ダム）の計画が出来、水没家屋の移転もされたが、途中で利水が撤退し、改めて検証するようになり、年明けには国から方針が出される。

高時川の維持管理は浚渫や伐採をしている。浚渫は土砂置場がなく苦勞している。姉川は、昭和 60 年から姉川ダムに着手した。姉川は維持管理に努めている。丹生ダムは国の方針決定後、改修計画を定め実施したい。

住民： ダム廃止決定した時、知事は何といったか？河川改修はしっかりやると言った。それもせず何十年も砂利を整地することなくほったらかしだ。条例出す知事の姿勢を疑う。並行してやると言っているが全く信用できない。高時川を確実にやると言っているが何をやってきたか？以前に工事をやっただけで、その後、川底がどれだけ上がっているのか知っているのか？南浜から国友橋まで歩いてみる。もったいないでは命は助からない。条例は選挙後にやってほしい。県民を利用するのはやめてくれ。

知事： 意見を重く受け止める。ダムは国で検証している。改修は確かに時間がかかっている。80 億円で河川改修や浚渫する計画を出させていただく。約束どおり今、全力で計画をまとめ速やかにお示ししていく。あわせて川の外も両輪でやり、多重防護によりあらゆる手段で対策を取るのが知事の責任。

住民： 県民の皆さんの命が大切としているが全く伝わってこない。これは、当初のボタンの掛け違いが発端。その辺を考えないと議論はすれ違いのまま。

住民： 田川カルバーについては、県が昭和 30 年代の改修により 100 トンは抜ける。姉高の河床をきれいに維持すればさらに 100 t の水をはけると思う。姉川、草野川、高時川の幅員を再確認して底の整地をお願いしたい。嵩上げて家を建てろというのが、水害だけでなく、地震、台風に対する担保はされているのか？高い家を建てても大丈夫か？地元は河川整備に県は一つも耳を傾けない。聞く耳を持ってほしい。

県： 田川カルバート、姉高の流下能力については今後しっかり調査して本来の能力を確保したい。姉川下流の最大流量は 1500 トン、田川は 100 トンの流し方を現在検討している。かさ上げ住宅は台風、地震に対しては従前どおり安全な構造にしていく。それに加えて水害に対しても安全にしていく。

住民： 虎姫町の田村のアンダーパスはすぐに水没する。条例制定よりも小さなところからコツコツ直してほしい。先祖代々の家を息子が守っていくと言っている。区域指定されると町がどんどん廢れる。知事には小さい所からコツコツやってほしい。息子が退職して実家に帰ってこられる環

境にしていきたい。区域指定して嵩上げすると息子は帰ってこない。
伊勢湾台風で浸水した時も自宅は守ってきた。

長浜市市議会議長： 11/28 に市議会で条例に対する決議を全会一致で可決した。
知事はこの結果を真摯に受け止めてほしい。この状況では地域の住民の
同意は得られる状況ではない。

住民： 今日とはどめる対策について詳しい説明を受けた。それまでにやるこ
とがあるという意見が多数出てきた。次回は、ながす、ためる、とどめ
る、そなえるについて均等な説明資料を準備して説明いただきたい。

住民： 知事は水害の歴史について認識していると言われたが、田川の歴史に
ついて聞きたい。

知事： 長浜土木事務所で 1992 年 3 月に田川の沿革を取りまとめた。虎姫の小
学校で副読本として利用されている。皆様との間にズレがあるかも知れ
ないが、姉川、高時川に挟まれて洪水によりたびたび通行の支障となっ
たことから江戸時代に下を抜いてしまおうと試みたが、穴が何度もふさ
がり、木製の枠もすぐに腐ってしまったため、明治 10 年にオランダの技
師デレーケが来日し、レンガ製のカルバートを抜く計画を立てた。その
後、籠手田知事の時に議会で 2 回否決されたが 3 回目には国の予算も投
じて完成した。それでもまだ逆流が起こり、それを「うらもみ」という
らしい。

住民： 籠手田知事が災害で苦勞する住民を見て、専決を持って工事にかかっ
た。今の知事は逆のことをやろうとしている。議論がかみ合わなく残念。
次回は討論会または座談会を実施したいがどうか。お越しいただけるか

知事： どれくらい時間をいただけるか分からないが、次は一地域、一地域避
難を検討する必要がある。具体のところを教えてほしい。

住民： そういう細かい所は職員がやり、知事からは高いところから意見をい
ただきたい。是非知事にお越し願いたい。

日 時 平成 25 年 12 月 8 日(日)13 時 00 分～15 時 20 分
場 所 近江八幡市水荃町自治会館
対象者 近江八幡市元水荃・水荃の住民 約 20 名
(資料により説明)

質 疑

住民： 流域治水を進める意味はわかる。河川改修やダム整備に費用や時間もかかるのも理解している。しかし、ここは干拓地。自然発生の水害だけでなくポンプの不具合だけでも浸水してしまう危険度の高い地域であることを認識してほしい。

一律同じような規制をかけようとしているが、低いところでは沈下が 30cm/年進んでいるところもあり、この先も沈む恐れがある。盛土をして 3m 未満で OK とならない。

干拓地は他の地域と同じではなく、干拓地を前提とした方策が必要である。新規住居は制限され、干拓地は切捨て状態になる。TPP に加えて二重三重の苦しみを味わうことになる。もっと違った形の提案がほしい。

住民： 条例に反対はしないが、日野川以外の氾濫水が流れ込むリスクがある。土木だけの仕事ではない。土地改良も含めて治水を考えないといけないのでは。洗堰全閉によって琵琶湖の水位も上がった。そういったことも含めて治水を考えないといけない。

県： 干拓地が排水に困られることも承知している。条例ではかさ上げ対策もしくは避難所確保が条件と言っているが、地域にあった計画を地域の皆さんと行政が一緒になって考えていきたい。地域ごとに安全に住んでいただく形を一緒に考えていきたい。水荃地区は伊勢湾台風の時もあれだけの浸水があったにもかかわらず避難をされ人的被害がゼロであったという実績もある。水荃にある地域性、問題をみなさんと一緒に議論して、より水害に備える体制が充実するよう支援したい。

この条例は新規に住む人が土地の低さや浸水リスクを知らずに家を建ててしまうことを防ぐもの。浸水リスク情報を確実に提供することも行政の責務である。地先の安全度マップは日野川だけでなく中小河川や水路も考慮して作成している。

洗堰の全閉問題については、嵐山で報道が大きくされたように桂川であふれていた。天ヶ瀬ダムも満水になったため全閉になった。この地域にあった対策を進めたい。

住民： この説明をもっと早くしてほしい。知事がテレビで発言したり新聞報道で知り、みんな寝耳に水でびっくりした。本来ならば住民に説明を十分して納得したうえで条例にするのが筋ではないのか。

県： 以前から水害に強い地域づくり協議会を立ち上げて取り組んできた。

住民： 今度新しく家を建て替えるつもりをしていたが、マスコミ報道等で建築制限がされることを知り不安になって、建築屋や不動産屋に問い合わせ

せてみたが、みんなそんなことは知らないといっている。今でも建て替えるべきかどうか迷っている。3 m以下にしろと言われても結局どうしたらよいか。

県： 条例を審議してもらっている途中である。条例が制定されても周知期間を設けるので、今すぐかさ上げを義務付けるものではない。また区域指定には地域の合意も必要となるので一方的に制限をかけることはしない。不動産業界にも何度も説明をしている。

住民： 条例の中に「地域ごとに協議会や連絡会を設ける」とはっきり書いてほしい。

県： 条例33条に「水害に強い地域づくり協議会」について書いている。水害に強い地域づくり協議会で検討を行ってから区域指定を行うこととしている。対策を地域のみなさんと一緒に考えて、地域の合意形成をとってから指定を行う。

住民： 今建てて条例ができたならその時点で家をまた建て替えてかさ上げをしなければいけないのか。

県： 今建てている家を強制的に壊してかさ上げをしてくださいというものでは決してない。建て替える時期が来た時に建て替える方についてかさ上げをしてもらいその費用の一部を県が支援しようということ。それぞれの家に建て替えるタイミングがあると思うので、その時期に支援制度等の活用を考えてほしい。今すぐ建て替えられる場合、今時点では条例が制定されていないためかさ上げ補助の支援はできないが、現状わかっている情報としてマップの水深情報は提供できるので、家を建てる時の基礎情報としてほしい。

住民： 条例ありきで話を進められている気がしてならない。説明がなくいきなり条例をしようということが問題である。これまで自助共助でみんなで力を合わせてがんばってきた。近江八幡の6自治会それぞれに違う。干拓地にあった条例にしてもらわないと困る。

県： これまで国や県、市町で水害に強い地域づくりを進め、流域治水基本方針も議会で承認してもらい、地先の安全度マップについても市町の同意を得て公表を行っている。いきなり出したものというわけではない。それぞれに時間をかけてきた。今回影響の大きい自治会について改めて説明をさせてもらっている。

住民： マップの公表が最近なのいきなり条例をしようとするのはずれている。現実的に初めて聞く話であり、網をかけてわれわれを縛ろうとしているように思える。

かさ上げ支援の上限400万円では到底足りない。テレビで葛巻の立派な石垣が取り上げられていたが、あのような立派なものが1/2補助でできるわけがない。愛着のある土地に住みたいので半額といわず9割ぐらい補助すべき。農転の場合用地費用も追加でかかる。

県： 税金で行う支援なので上限を設ける必要があることはご理解いただきたい。標準的な家のかさ上げを想定して補助金を設定している。

新規転入の方について支援は考えていないが、住むなということではない。

住民： 2.9mのようなときはどうなるのか？補助対象にならないのか？

県： 区域指定の線引きについては地域と一緒に決める。原則3.0mだが地域と一緒に現場を見て議論をしてどの線がいいのかを決めたい。

住民： 50坪の家をかさ上げすると費用が大きい。そんな殺生な話を今頃言われても困る。

県： 決して強制しているわけではない。かさ上げでなく避難所の確保という選択肢を選ばれてもよい。

住民： 区域指定をしなければ支援を受けられないということか。

県： そのとおり。支援をするときには条例が必要である。

住民： 以前にこのような問題が起こるので知事に対して地元をしっかり説明をせよと言った。条例ありきの姿勢で住民への説明が遅い。説明が十分でない状況で今日の会に知事がいきなり来ようとしたということも問題である。

県： 事前の説明不足で今日の会の進め方が悪かったことはお詫びする。しかし、知事はこの場で責任あるものとして発言したかったとっている。その気持ちはご理解いただきたい。

住民： 干拓地入植時に「住居を構えることが条件」と県から言われた。家を建てないと入植できなかった。我々は自分の意志ではなく国策で県の指導で家を建てさせられた。かさ上げは現状でもしているがこれ以上は無理。干拓地の特性としてしっかり考えてほしい。

仁保橋上流の改修もしっかり行ってほしい。仁保橋まで整備できてもその上流で切れてしまったら最終的にここまで水が来てしまう。日野川の改修を早急に行ってほしい。

集団移転の土地などの確保も県で責任を持って行うべきだ。

県： 日野川の改修はこれからも一生懸命行う。条例ができたから改修をさぼるということは決してない。この条例はあくまでも愛着あるその土地に住み続けていただくための制度づくり。安全に住み続けてもらうために地域と一緒に考える仕組みを作ろうとしている。通常の家であれば800万円まででかさ上げができる。税金なので立派な家だからといって支援を増やすのは難しい。

住民： 3mという高さがよくわからない。具体的にどれだけかさ上げをすればよいのか。

県： 想定水深を計算で決めており、それからその場所の地盤高を引いた数字がその場所の浸水深となる。同じ水でも地盤高によって浸水深が変わってくる。条例制定後は仕組みとして浸水深の確認作業が制度化される。現状では確認手続は必要ないが、県では地点ごとの高さの情報を持っているので、個別に問い合わせしてほしい。

住民： 200年確率とは明治29年洪水のことか？琵琶湖の水位が考えられているのか。

- 県 : 降り始めてから 24 時間の降雨を対象としているので、マップの想定は琵琶湖の水位が低いときである。琵琶湖は雨が止んでから時間をかけて上がってくるので、今回のマップの想定は琵琶湖の水位ではなく雨量としての 200 年確率である。琵琶湖洪水については琵琶湖の浸水想定区域図を見てほしい。
- 住民 : この条例は滋賀県が初めてか。他府県が動向を注目している。
- 県 : 水害についての条例は滋賀県が初めてになる。四国では中央構造線上に公共施設等を建てることを禁止する条例を作っているところもある。各地域でその地域に応じた施策を進められている。
- 住民 : 集落内の浸水表示看板は承水溝内側の堤防高になっている。伊勢湾実績水深より 0.5m かさ上げを行った高さである。この自治会館周辺は過去の浸水を踏まえてかさ上げしてあるが、本当にデータは正しいのか。
- 県 : この自治会館周辺でも 1.5m 程度の浸水が想定されている。
- 住民 : かさ上げに 400 万円と言っているが、年間どのくらいになるのか？
- 県 : 建て替えのサイクルは 50 年程度と考えており、いきなりすぐに申請が 100 件ということにはならないと考えている。
- 住民 : ガレージは対象か。
- 県 : ガレージは寝起きするところではないので、建築規制の対象外である。
- 住民 : 避難場所とはどういうものか。
- 県 : 浸水が始まっても避難可能な近傍の水没しない一時避難場所である。
- 住民 : 水荃の里老人ホームが避難所になっている。避難勧告が出る前に危ないと感じたら逃げることにしている。
- 県 : すばらしいこと。市指定の牧の公民館は、一時避難場所として有効かどうか水害協と一緒に検討しましょう。
- 住民 : 避難場所整備に支援制度はあるのか。
- 県 : ある。
- 住民 : そういうことなら OK だ。先に説明してくれたらよかったのに。やはり、いきなり知事ではダメだ。
- 元水荃自治会長 : まだまだ疑念が払しょくしていない。今回の説明会を受けて回答してほしい。改めて知事なりからの説明の場を求める。

日 時 平成 25 年 12 月 8 日(日)16 時 00 分～18 時 30 分
場 所 近江八幡市安土町下豊浦
対象者 近江八幡市安土町下豊浦（小中之湖、北原、芦刈、江の島）の住民
約 70 名
(資料により説明)

質 疑

住民： 台風 18 号のとき県道 2 号線きぬがさ地先の承水溝の越水による被害が大きかった。県は須田川の冠水した状況をどのように理解しているのか。台風 18 号の時に大中は 10 時間であった排水時間が、小中では 12 時間かかった。小中は大中よりも 2 時間余計に時間がかかっている。この差は須田川の承水溝の氾濫によるものではないのか。

東近江土木にも要望書を提出したが、「水を流すところがない」という干拓地の人間にとって最悪の回答を出してきた。

県道 2 号バイパス工事にて高さ 20 m の盛土を実施したところ 6 m 沈下したと聞いている。現道も下がっているのではないか。承水溝の堤防が県道 2 号であると思っている。沈んだら直すべきだ。2 日も通行止めをしたのなら、道路のかさ上げ工事までできたのではないか。

あたりまえのことができない県の怠慢である。公共施設の整備は県が責任を持って対応をしてほしい。

県： 須田川支川が越水して小中干拓地に流れ込んだことは把握しており、先日のきぬがさ地先での説明会でも同じご意見をいただいた。ご意見を道路部局にも伝え、対応をすすめている。

住民： 行政としてやるべきことをやらず住民にだけ負担を強いて、あぶないぞと脅しをかけているとしか思えない。住む条件が悪くなり、農業の後継者もいなくなっていて、「住みたくない地域」にされてしまう。

県： 地先の安全度マップによって地域のリスクが明らかになったので、リスクの高い地域で安全に住み続けていただくための仕組みや支援の制度を作るのが条例の目的である。小中地域は浸水深が 2～3 m のところが多いこと、比較的集落が固まっていること、近くに避難所もあることから、みなさんで議論を行って安全に避難できる体制を考えることがよいのではないかと考えている。

住民： 台風 18 号で小中干拓地が浸水したが原因についてどう考えているか？ また過去に小中の堤防が決壊したことは把握しているか。

県： 台風 18 号における浸水の原因は、干拓地自体に降った降雨、須田川の氾濫、によるものと把握している。過去の干拓堤防の決壊は認識しており、過去の被害聞き取り調査もさせていただき写真も提供してもらって、ホームページで公表して多くの方に知ってもらうようにしている。

住民： 台風 18 号のとき安土川の水は 3 日間流れなかった。西の湖の水位と琵琶湖の水位にどれだけの差があったのか。西の湖の方が高くなっていたはず。琵琶湖に流し込めなかったのであれば長命寺川の改修が必要では

ないのか。

県： 江の島で浸水被害があったとき現場に駆けつけそのときに現地でBSL+74cmを確認している。17日の琵琶湖水位がBSL+76cmであったので、西の湖と琵琶湖の水位はほぼ同じだったのではないかと思っている。長命寺川は100年確率でBSL+40cmを出発水位として計画を立てている。平成8年の浸水被害の時はBSL+80cmで西の湖が+100cmだった。

住民： かつて西の湖の湖中堤の話があったが、今回の条例を受けて検討の対象となるのか。

県： 湖中堤の問題は、ラムサール条約の制定を受けた西の湖の貴重なヨシ地を壊すことになるため、環境配慮の点から国交省との協議を行い見送ることとなった。

浸水被害の大きかった江の島では地域のみなさんと議論を密に行い、河川整備計画を策定した。基本的には蛇砂川の改修に加えて、和南川、八日市新川のショートカットによって西の湖に流れ込む水の量を減らすことで対策を行いたい。整備は10年確率で進めているが、最終的には50年の計画目標はあり、湖周堤の議論なども将来の問題として考えたい。

住民： 新川のショートカットは蛇砂川の童子が原の整備より先に終わってもらわないと困る。蛇砂川が先にできてしまうと今以上に西の湖に水が流れ込むことになる。八日市新川を早く整備してほしい。

県： 蛇砂川も八日市新川も早い整備を望まれており我々もがんばって進めている。どちらが早いということではなくどちらも早く進めたい。

住民： 南郷洗堰の問題も真剣に国に要望してほしい。下流のために我々が負担を強いられることのないようにしてほしい。気象予測もあるので琵琶湖の事前放流をするなど先を見越した防災対策を考えてほしい。

県： 洗堰の全閉については国に要望もし、操作についても我々でデータを常にチェックして不必要な全閉操作が無いよう国に働きかけている。今回の洗堰全閉の影響は10cm程度であったと認識している。現状下流の天ヶ瀬ダムが800m³/sしか流せない状態だが、導水路を整備する再開発事業（平成27年度完了予定）が行われており、完成すれば現状BSL+90cmとなるとときに+70cm程度に低減されることになる。

予測については、現在予測技術が進んでいても気象庁が責任を持って予測できる期間は24時間である。1週間後の雨は予測できるが、琵琶湖があまりにも広すぎて、半分から倍といった幅のある予測となってしまう。今後技術が上がって精度が上がるようになれば対応をしたい。

住民： 治水整備が10年、50年と言っているのに建築規制が200年というのが理解できない。

県： どのような洪水にあっても人命被害をさけることとしており、「どのような洪水」として200年を採用している。それ以上の確率年度も検討しているが、200年までは水没戸数、水没面積が一気に増えるが、それ以上の500年、1000年ではさほど増加がみられないため、200年としている。

- 住民： なぜ小中だけ色が濃い状態なのか。大中也干拓地であるのに小中の方が色が濃いのは理解できない。大中也同じように浸水するはずだ。
- 県： シミュレーションでは、蛇砂川等の川の水が西の湖に流れ、氾濫した水がまず小中に流れ込むということになっている。大中は小水工や須田川で周り縁が切れており、周辺の水が直接流れ込むことがないため小中よりも浸水が少ない想定になっている。今回のマップは琵琶湖洪水の浸水想定区域図とは違う現象を扱っている。地先の安全度マップは降り始めから24時間の降雨であり、琵琶湖の水位が上がっていない状態でのシミュレーションになっている。琵琶湖は雨が止んでからゆっくり水位が上がってくる。今回の台風18号のときも雨が止んでから水位がBSL+20cmから+77cmまで上がった。明治29年の琵琶湖洪水のような状況になれば大中也大きく浸水することになる。
- 県： 堤防高については平成19年にレーザー測量をかけているデータを元にしてしている。当初の計画がもう少し高かったとしても現状の高さを基にしたシミュレーションでは西の湖の水は先に小中に流れ込むことになる。
- 住民： 堤防はTP86.5という計画だったはずだが、国土（地理院）の2500分の1の地図上では85.3ぐらいと表示がある。堤防は間違いなく20cmは下がっている。堤防が下がっている部分は行政の責任として修繕すべきだ。（※シミュレーション上の小中での水位高：86.46m(BSL+2.09m)）
- 県： 干拓堤防については土地改良区の財産であるので、改良区で対応してほしい。
- 住民： 干拓堤防は国有財産（農水省）であるはず。土地改良区の財産ではない。地元へ責任を押し付けるのはおかしい！
- 県： 関連部局に確認する。
- 住民： 堤防で刈り草を燃やしたら土が燃える。干拓堤防にはスクモの土を使っていたので、質が悪いことを理解してほしい。堤防は沈下するにまわっている。
- 住民： 200年確率のマップをみると、江の島は割と安全に見えてしまう。しかし江の島はちょっとした雨でもすぐに浸水する危険な場所である。こういった見安全に見えるような情報が表に出してしまうと、浸水被害対策の対象から除外されるのではないか。浸水被害の大きさだけでなく「頻度」を考えてほしい。
- 県： 整備計画や対策事業は地先の安全度マップの200年だけでなく10年確率や洪水ハザードマップなども勘案して事業を進めていきたい。
- 住民： 安土川の整備について長年要望しているが、片岸ずつ少しずつしか整備されない。兩岸一度にやってほしいと要望しているが、いつも片岸整備になっている。効率が悪いのではないか。
- 県： 一気にできればよいが、今年だけでも250件を超える要望が河川砂防課に寄せられており、予算も限られている状態であることをご理解いただきたい。安土川は継続予算なのでその中で続けていきたい。兩岸要望はご意見として担当にも伝え、可能な範囲で調整させていただきたい。

- 住民： かさ上げをせよというのが簡単にできるとも思えない。もっと違う対策に予算をつぎ込んだ方が良いのではないか。
- 県： 宅地かさ上げ支援だけでなく避難所整備支援も行っている。地域ごとに議論をして、施策を一緒に決めて選択いただくことにしたい。
- 住民： 区域指定がされると資産価値が下がるのではないかと心配している。
- 県： 水害リスクをみんなで共有して水害を考えたいとの思いで条例をすすめている。水害リスクの共有は行政の課題、使命だと思っている。リスクはもともとその地域に存在しているが、リスクを知らない人が多くなっている。今回地先の安全度マップでオープンになったということ。リスクを隠すのではなくオープンにして安全なまちづくりを一緒に考えていきたい。浸水リスクの高い農地にいきなり家が建つことも実際にある。そういうことを防がなければいけないと考えている。
- 住民： 人命尊重ということは必要なことだと理解できる。しかし今建っている家はどうすればいいのか。かさ上げができない家は死んでくださいということか。かさ上げができたとしても高齢化が進むと家に上がりにくくなる。周辺のインフラなどもどうするのか。
- 県： 今回リスクが明らかになったので、かさ上げ対策だけでなく避難体制も充実させたい。今まで通り住んでもらって避難体制を一緒に考えるという選択肢も議論していきたい。
- 住民： この説明会が今頃になったのはなぜか。説明を十分にしない状況で条例にするのはおかしい。どうして新聞報道であれだけ話題になっているのか。知事はなぜそれほど急いでやろうとしているのか。地元で説明をしっかりと行うことが優先ではないのか。
- 県： 従来のハード整備に加えてソフト対策を上乗せする制度を作ろうと、水害に強い地域づくりとして以前から取り組んできている。「規制・罰則」ということが報道で先行する形になっているが、今回の条例ですぐに指定されるというわけではなく、「指定できる仕組み」をつくるのが条例である。水害リスクを明らかにして安全な住まい方を地域の皆さんと議論をしていきたい。区域指定を行うのはその上で、地域の皆さんの合意を得てから行う。
- 全国各地で大きな水害が発生しているので、一日も早くみなさんと安全なまちづくりについて議論ができる仕組みを作りたい。
- 住民： いきなり「罰則」とマスコミ報道がされたが。
- 県： 罰則は、かなり誤解があるように感じている。区域指定という建築の許可制度の仕組みを作っている。それは地域での避難の方法を決めるもので、その地域で決めたルールを破るようなことがないように罰則を設けた。一般的に許可制度と罰則はどの法律でもセットになっている。今回の区域指定は皆さんの合意形成を得たうえで行うものであり、皆さんが作ったルールを破るはずはないので、罰則が適用されることはないし、今まで建築基準条例でも罰則の適用はなかった。それは建築確認の時にしっかり説明して基準に見合った建物を建てているからである。今回も

同様の考えであるが、悪質な業者がリスクを考慮せず住宅開発し、リスクを知らずに住んで後から水害にあわないようするためである。ご理解いただきたい。

住民： 決まってないことが何故一人歩きするのか？なぜ報道されるのか

県： 新聞が面白おかしく書くことがあるが、真実は今申し上げたとおり。皆さんにご心配おかけしたことは申し訳ない。決して強権的な内容ではない。

住民： 「おもしろおかしく」書いたというのはどの新聞社か。

県： 確認をさせていただく。

住民： 条例を作ろうとする目的をもう一度聞きたい。根拠法令は何か。

県： 計画を超える超過洪水に対して河川整備だけではとても追いつかない状況である。

これまで法律は縦割りであったが、河川法、水防法、都市計画法、建築基準法を補完する条例を作ることで、安全なまちづくりを行う仕組みを作りたい。

住民： 家畜の対応についてどのように考えているのか。

県： 地域の課題として議論が必要だと考えている。すでに大中では水害協のワーキングとして3年前から議論をしている。結論は出ていない状況だが、同じような議論を小中でも進めていくべきと考えている。

住民： 最後に意思表示をしたい。私は条例に反対である。みなさんはどうか。

区長： 条例への賛否については、今回の説明会での議論も踏まえて協議会の場で決めたいと思っている。いずれにせよ今回の説明会はまだ第一回目であり、また説明を行ってほしいと考えている。

日 時 平成 25 年 12 月 8 日(日)19 時 30 分～21 時 15 分

場 所 近江八幡市新巻町

対象者 新巻町の住民 21 名

(資料により説明)

質 疑

住民： 建築規制の対象は住宅だけか。

県： 自宅や老人ホーム、病院、ハンデのある人の学校などが対象。工場やお店は対象外。

自治会長：とどめる対策が新聞で問題になっている。宅地に 3m のところがないにしろ、田畑は 3m 以上のところがある。ながす対策に重点を置いてほしい。条例がなくてもかさ上げをしている。

県： 条例にも改修をやると書いている。改修は進めるが、高島市の事例のように知らずに住まれることをなくしたい。今すぐ対策を求めるものではなく、改築のときにかさ上げをお願いしたい。竹を切る予算も増やしている。宅地のかさ上げだけではなく、50cm 以上浸かるところについてはかさ上げをして市街化しているところもある。新しい街づくりにも使っただけの仕組みの条例である。

住民： 知事はなぜ来ないのか。人数が少ない集落だから軽視しているのか。再度説明が必要ではないか。

県： 知事からは伺いたいという連絡はしていた。

自治会長：今回は初めて条例の話を書く場であり、率直な意見交換のために断った。

住民： 今後の議会の帳面消しの説明会ではないのか。今回初めて説明を聞いた。もっと早く説明すべき。

県： 9 月議会に出したが、議会から、地元への説明不足、川の中の対策の充実、罰則の見直しの意見を受けたことから説明会を実施しているもの。もっと早く説明が必要との点はお詫びしたい。

住民： 地域指定で土地の価格はどうなるのか。

県： 地先の安全度マップの公表より前に浸水想定区域図を公表しているが、土地の値段が下がったという話は聞いていない。国からも同様の報告を聞いている。

住民： 堤防決壊の影響を考えているのか。

県： 地先の安全度マップは堤防決壊も考慮して浸水深を計算している。今回の条例案ではこの浸水深による対策を求めるもの。堤防決壊による水の勢いについては国のほうでも研究されているところであり、県でも検討しているところ。

住民： 河川改修は新巻町にはいつくるのか。

県： お墓の移転もしていただいたところであり、来年度に古川橋あたりまで到達できる見込み。JR のアンダーを触らない規模でとにかく上まで上がる予定。

- 県 : 善光寺川の合流点までを平成 43 年ごろ、新巻町はその先であり、現時点で何年とは言えない。新巻町を含めた上流部ではまずは堤防補強の対策を進める。河川改修は 20 年確率で進めている。その次の段階でも 50 年確率であり、この改修が終わっても 200 年確率の雨が降ればあふれる。今条例案で説明している内容は万が一でも命を守る対策である。
- 市議 : 200 年確率がよくわからない。
- 県 : 1 時間に 131mm の雨が日野川流域全体に降る想定。
- 市議 : 台風 18 号ではどれだけ降ったのか。
- 県 : 鈴鹿や比良の山地部では 2 日で 600mm を超える雨が降っており、日野川上流でも 400mm 以上の雨が降っている。まだ検証中であるが、おそらく戦後最大の雨だと思う。200 年確率というのは 100 年で 39%。琵琶湖西岸断層による地震よりも確率が高い。
- 市議 : 雨の降り方が違うのでは。
- 県 : 雨の降り方は無数にある。地先の安全度マップは全域に同じ雨を降らせており、県全域の相対的なリスク情報をつくって公平に対策を検討するもの。
- 住民 : 新巻では樋門を閉めないで日野川があふれなくても新巻は浸かる。(雪の山トンネルから続く) ふれあい農道も浸かることになる。樋門を手動で閉めるのに時間がかかる。樋門を地元で管理するのはおかしい。操作を電動式や自動化、土木事務所で管理する等の対応ができないのか。
- 住民 : 日野川の竹藪の伐採は応急対策としてできないのか。
- 県 : 伐採等の維持管理のお金は予算を増やして対応している。
- 住民 : 瀬田川洗堰の全閉の影響で日野川が流れにくくなったのではないのか。
- 県 : 京都府の桂川では堤防から越水し、宇治川の天ヶ瀬ダムも一杯という状況であったため、全閉せざるを得ない状況であった。41 年ぶりのことである。琵琶湖に流入する河川はたくさんあり、6000m³/s が流れ込むが出口は瀬田川 1 本であり 800m³/s 程度である。洗堰を閉じなくとも水がたまる。全閉による影響は 10cm 未満である。
- 住民 : 今回の説明は川のことばかりだが、土砂災害のことは担当が違うということか。
- 県 : 土砂災害については治山と砂防の対応を進めており、土砂災害防止法に基づき危険な箇所の指定を進めている。
- 自治会長 : 今聞いていただいたように新巻町は切実な思いがある。3m 浸かる家がないからといって改修の優先度を下げてもらっては困る。
- 県 : 河川改修の優先度が下がることはない。
3m の家屋がないというご発言があったが、3m で微妙な地域もあり、家屋がかかるかは詳しく測量をしてみないとわからない点をご理解いただきたい。
- 県 : 今回は知事は来なかったが、要望があれば再度説明に伺う。

日 時 平成 25 年 12 月 8 日(日)19 時～20 時 50 分

場 所 醒井公民館

対象者 米原市醒井地区の住民 (57 名)

(資料により説明)

質 疑

住民： 琵琶湖の水位が上がると浸水が起こるのではないか。

県： 琵琶湖の水位が上がるのは、大雨が降ってから 1 日程度たって、河川の水が琵琶湖に流れ込んでから。大雨が降っている最中で、河川があふれる時には、琵琶湖の水位は低い状態。直接の関係はない。

住民： 天野川の水量が増えれば、地蔵川があふれる。同じではないのか。

県： 天野川がいっぱいになれば、地蔵川の水が天野川に流れ込まなくなるという現象は起こる。それは、大雨が降っている最中のこと。

住民： 地蔵川は浚渫ができていない。上流はバイカモがあるのでしてもらっては困るが、重点的にするべき場所は、地元で聞いて行ってほしい。

住民： 伊勢湾台風の時の雨は何年確率の雨だったのか。

県： 天野川ではおおよそ 30 年確率であったと考えている。

住民： シミュレーションはどのような解析条件か。メッシュの大きさや地盤高の取り方はどのようにしているか。

県： 水位は 50m メッシュである。地盤高はレーザープロファイラの 5m メッシュのデータを使っている。

住民： 地盤高や水位のデータなどは、防災に役に立つので自治会に提供してもらおうとありがたい。

住民： ぜひ条例を作っていただきたいが、政局に利用されているところがある。人の命と選挙を天秤にかけるのはおかしい。

醒井駅前が浸水するということである。いまは河南小学校が避難場所になっているが、水の宿駅を避難場所にするのが良いのではないかとおもっているが、水害につよい地域づくり協議会では具体的にどのような検討をするのか？

県： 水害協で検討する第一は避難体制。避難の選択肢を避難場所とするか嵩上げとするか、どこに避難すべきか、といったことを、個人で考え対策することには限界があるので、地域で検討していきたい。

住民： 市長に聞きたい。

避難勧告を出すタイミングを判断するため、天野川に水位標を設けるべきでは。

市長： 天野川については、すでに滋賀県長浜土木事務所が設けている。枝折川については、市で設けている。醒井に勧告を出すためのものについては、今後設けていきたい。

住民： 天野川の河川整備については、ぜひ急いで、前倒ししていただきたい。地蔵川だけでは 3m の浸水深にはならない、天野川を急いでほしい。

知事： 地先の安全度マップで危険度の高いところは、優先的にやりたい。具

体的な見通しを示すため、5 か年計画を作成する予定。

住民： 枝折川の土砂を浚渫するということであるが、河南小学校から暗渠を
通って地蔵川に合流している部分の浚渫はどのようにするのか。

県： 地蔵川は一級河川ではないので、市と協力して調査したい。

住民： 公民館の裏に住んでいる。田んぼの水を取るために、用水路の河床を
あげた工事をしたら、年に2階床下浸水するようになった。普段は水が流
れていないが、台風の時には水があふれる。市になんどもお願いしている
が、一度改修したところは無理と言われた。一度ぜひ見に来てほしい。

市長： 本来は市の土木部門が対応するべきところ、この場で知ることになっ
て申し訳ない。明日、必ず、土木の担当者を調査に行かせる。

市： 米原市では、来年度、防災に力を入れて必要な対策を取ろうとしてい
る。浚渫等の必要な検討はしていきたい。

住民： 消防団に入っている。「そなえる対策」が重要だと思うが、消防団は高
齢化して、平均年齢が40歳くらい。この会場には若い人があまりいない
が、若い世代に消防団に入っていただくよう、皆さんで声をかけてほしい。

県： 若い世代への防災教育として、小学校への出前講座も行っている。
流域治水政策室に連絡していただければ喜んでうかがうので、ぜひ検討
してほしい。

住民： 台風18号では、天野川のジンボジはどれくらい欠けたのか。

県： 120m程度である。

住民： 欠けたところの上下流についてもチェックし、危険個所については整
備してほしい。

県： 上下流についても調査検討する。

住民： 堤防の点検もやっていただきたい。アスファルトがめくれているとこ
ろがある。

県： 天野川については、業者により年4回、職員により年1回の点検をし
ている。